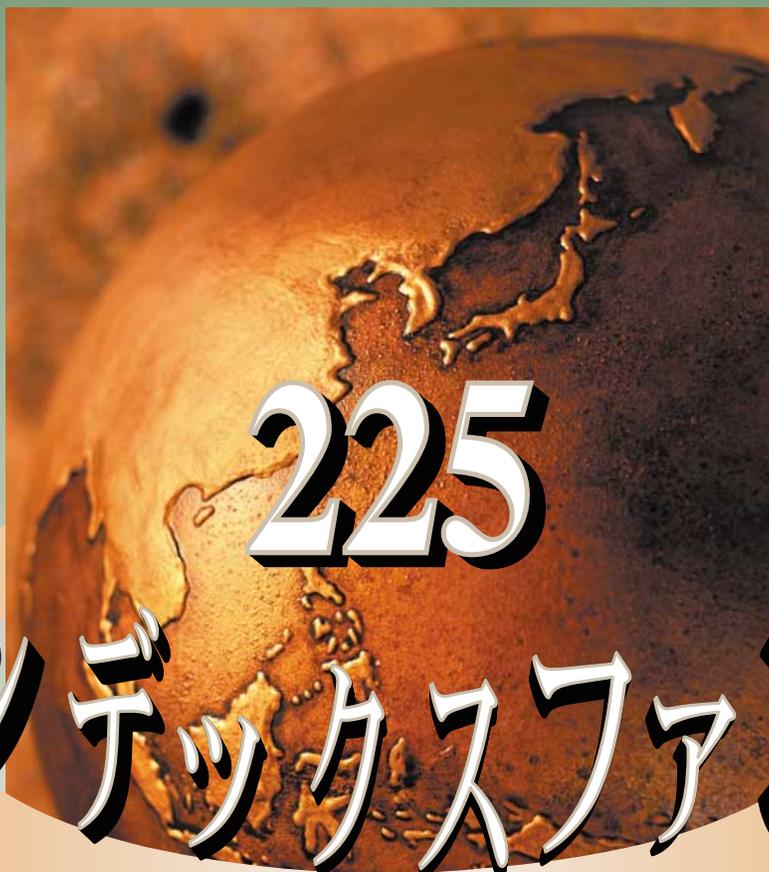


追加型株式投資信託 / インデックス型 (日経225連動型)

投資信託説明書(目論見書)

2006/02



インデックスファンド

T&D T&Dアセットマネジメント
T&D証券グループ

225 Index Fund

1. 本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

2. この冊子の前半部分は「225インデックスファンド」の投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は「225インデックスファンド」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

225インデックスファンド

投資信託説明書（目論見書）

2006.2

【訂正事項分】

2006年7月28日訂正

1. 本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書を訂正するものです。
2. この冊子の前半部分は「225インデックスファンド」の投資信託説明書（交付目論見書）の訂正事項分であり、後半部分は「225インデックスファンド」の投資信託説明書（請求目論見書）の訂正事項分です。

T & Dアセットマネジメント株式会社

225 インデックスファンド
投資信託説明書（交付目論見書）の訂正事項分
2006年7月28日訂正
T & D アセットマネジメント株式会社

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際に予めまたは同時に交付を行う目論見書の訂正事項分です。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「225 インデックスファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年1月31日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月1日にその効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年7月28日に関東財務局長に提出しております。
3. 「225 インデックスファンド」の受益証券の募集にあたり、委託者は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家からご請求があった場合に交付を行う投資信託説明書（請求目論見書）を作成しています。投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家からご請求された場合に交付されます。また、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付をご請求された場合には、請求されたことを記録しておいてくださいますようお願い申し上げます。
4. 「225 インデックスファンド」は、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

1. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成18年7月28日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、下記の通り投資信託説明書（交付目論見書）に訂正を行います。訂正後のみを記載する場合があります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

当ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後の当ファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、当ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、T&Dアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

当ファンドの受益権は、本交付目論見書の「 . ファンドの概要」中の「1. 基本情報 (6) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「 . 申込手続等の概要」中の「4. 管理及び運営の概要 (7) 投資信託約款の変更」に記載の手続きにより、投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとし、

受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

2. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正事項

・ファンドの概要（投資信託説明書（交付目論見書）1頁 該当箇所が下記のとおり置き換わります。）

1. 基本情報

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）です。

原則として収益分配金交付票付の無記名式受益証券です。ただし、受益者の希望により、無記名式から記名式、または記名式から無記名式への変更をすることができます。

当ファンドは、格付を取得していません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(6) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(7) その他

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託者は、「 . 申込手続等の概要 4. 管理及び運営の概要 (7) 投資信託約款の変更」の手続きにより投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記

録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

・運用の内容

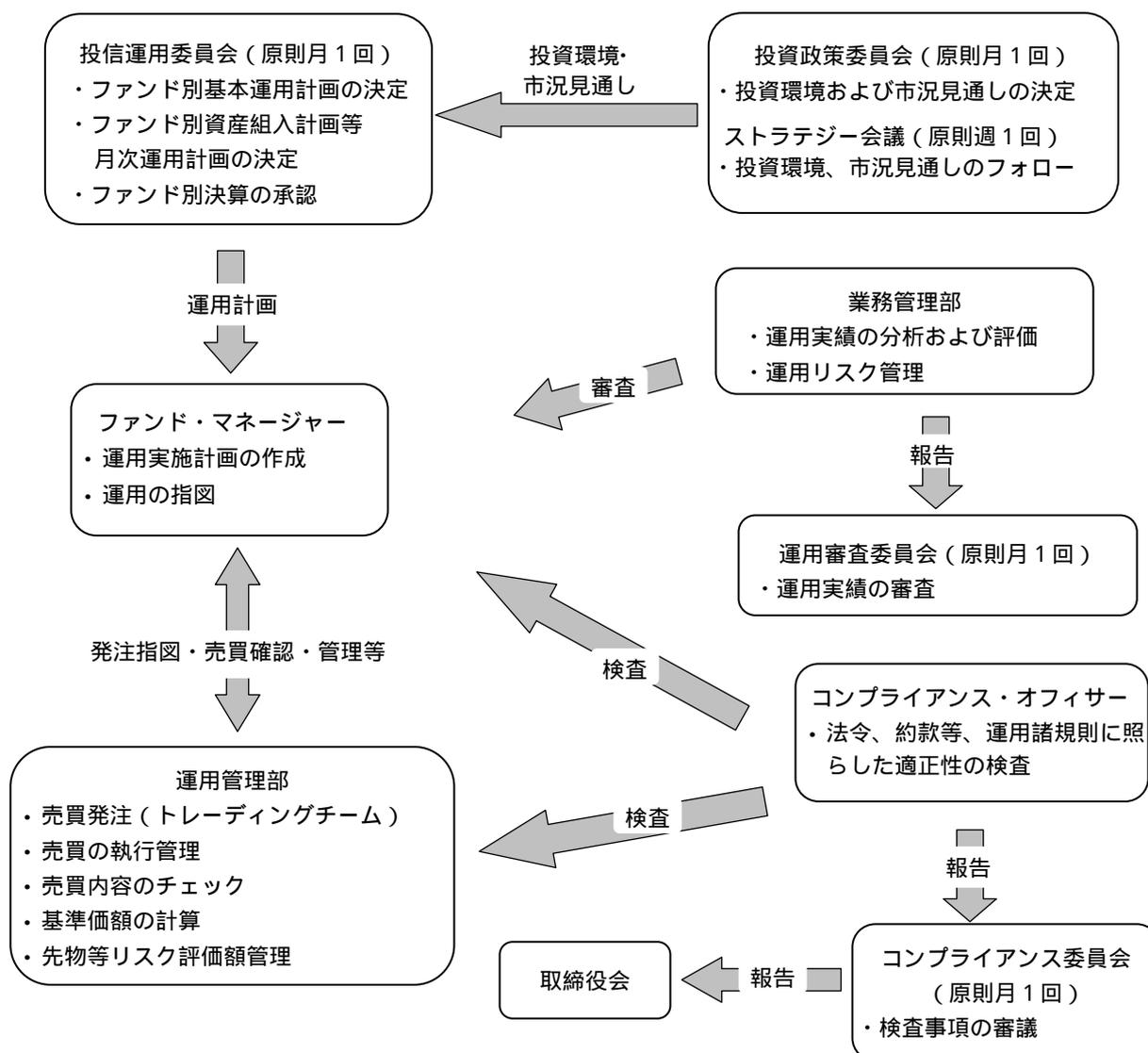
2. 投資方針

(4) 分配方針 (投資信託説明書 (交付目論見書) 6頁 下記の内容が末尾に追加されます。)

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目 (予定) からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3. 運用体制 (投資信託説明書 (交付目論見書) 7頁 下記のとおり置き換わります。)

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、投信運用委員会（チーフ・インベストメント・オフィサー（運用部門長）を委員長とし、コンプライアンス・オフィサー、運用企画部長、運用管理部長、業務管理部長、投信運用担当部長および委員長が指名する者を委員として、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催）での審議・決定および投信運用担当部長の承認を経て実施されます。

ファンドの運用体制等は平成18年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

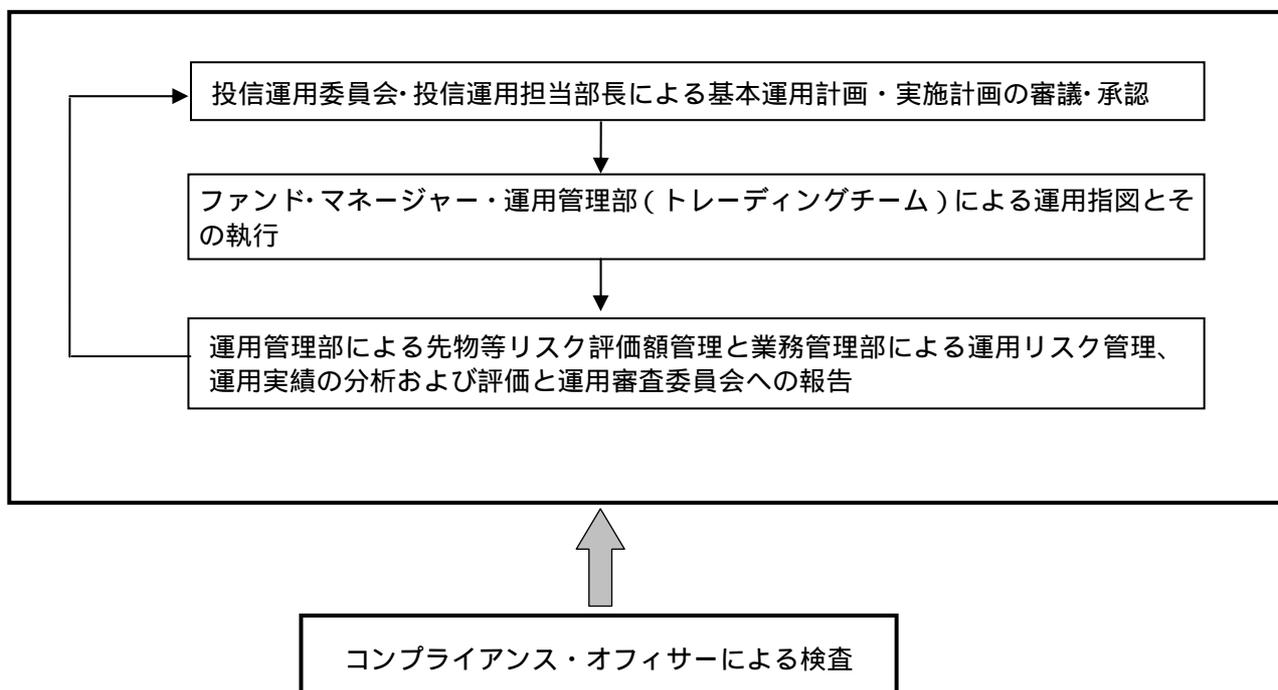
4. 投資リスク及びリスク管理体制

(2) 投資リスクに対する管理体制（投資信託説明書（交付目論見書）8頁～9頁 下記のとおり置き換わります。）

当社の投資リスクに対する管理体制は以下のとおりです。

前述の「3. 運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク（株価変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、投信運用委員会および投信運用担当部長による審議・承認を踏まえて、実際の運用指図を行い、運用管理部（トレーディングチーム）がその執行を行っています。
- ・運用管理部は、ファンドの基準価額の計算を行うとともに、先物・オプション取引等のリスク評価額の管理を行い、必要な部署等へ定期的な報告を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成18年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・申込手続等の概要

1. お買付時

(3) お申込の方法(投資信託説明書(交付目論見書)10頁 下記の内容が末尾に追加されます。)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われま
す。なお、販売会社(委託者の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(6) 払込期日(投資信託説明書(交付目論見書)11頁 下記のとおり置き換わります。)

当ファンドの受益証券の取得申込者は申込代金(申込金額に申込手数料(税込)を加算した額をいいます。以下同じ。)をお申しいただきます販売会社に支払うものとし、払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社ないしは上記の「(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託者の口座を経由して、受託者の指定する当ファンド口座に振り込まれます。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

2. ご換金時

(1) 換金手続等(投資信託説明書(交付目論見書)11頁 下記の内容が末尾に追加されます。)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることとが確実な受益証券をもって行うものとし、

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

4. 管理及び運営の概要(投資信託説明書(交付目論見書)14頁~15頁 下記のとおり置き換わります。)

(1) 資産の評価

基準価額とは投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。純資産総額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

株式：原則として基準価額計算日の証券取引所の終値で評価します。

基準価額(1万口当たり)は毎営業日算出され、委託者または、販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額(1万口当たり)は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に[T&Dアセット]の「インデク」の略号にて掲載されます。

(2) 保管

取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとして行うことができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は平成28年10月31日までですが、下記の「(6) 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は原則として毎年10月30日から翌年10月29日までとします。各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 運用報告書

計算期間終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

(6) 信託の終了

ファンドの繰上償還

- a. 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- b. 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託者は、a. b. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告(日本経済新聞に掲載します。)し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a. b. の投資信託契約の解約をしません。
- f. 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次のいずれかの場合には投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- a. 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき。
- b. 委託者が、監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁が委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じ、その投資信託約款の変更が有効に成立した場合を除きます。)

c. 受託者が辞任する場合で、委託者が新受託者を選任できないとき。

(7) 投資信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告(日本経済新聞に掲載します。)かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前述の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

・ファンドの運用状況等

1. 運用状況(投資信託説明書(交付目論見書)16頁~20頁 該当箇所が下記のとおり置き換わります。)

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成18年5月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
株式	日本	6,763	95.87
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	292	4.13
合計(純資産総額)	-	7,055	100.00

(注)1 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

2 株価指数先物取引を買建てあり、その時価は、278百万円となっております。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成18年5月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第10期 計算期間末 (平成8年10月29日)	17,288	17,470	0.4762	0.4812
第11期 計算期間末 (平成9年10月29日)	12,078	12,237	0.3812	0.3862
第12期 計算期間末 (平成10年10月29日)	7,605	7,655	0.3090	0.3110
第13期 計算期間末 (平成11年10月29日)	10,737	10,790	0.4032	0.4052
第14期 計算期間末 (平成12年10月30日)	5,961	5,999	0.3228	0.3248
第15期 計算期間末 (平成13年10月29日)	7,130	7,130	0.2378	0.2378
第16期 計算期間末 (平成14年10月29日)	6,832	6,832	0.1954	0.1954
第17期 計算期間末 (平成15年10月29日)	7,359	7,420	0.2400	0.2420
第18期 計算期間末 (平成16年10月29日)	6,079	6,130	0.2400	0.2420
平成17年5月末日	5,865	-	0.2518	-
平成17年6月末日	5,968	-	0.2589	-
平成17年7月末日	6,045	-	0.2659	-
平成17年8月末日	6,042	-	0.2775	-
平成17年9月末日	6,447	-	0.3043	-
第19期 計算期間末 (平成17年10月31日)	6,332	6,395	0.3019	0.3049
平成17年11月末日	6,768	-	0.3299	-
平成17年12月末日	7,296	-	0.3574	-
平成18年1月末日	7,530	-	0.3693	-
平成18年2月末日	7,439	-	0.3594	-
平成18年3月末日	7,751	-	0.3796	-
平成18年4月末日	7,638	-	0.3762	-
平成18年5月末日	7,055	-	0.3440	-

分配の推移

直近10計算期間の分配の推移は次のとおりです。

	1口当たりの分配金(円)
第10期 計算期間 (平成8年10月29日)	0.0050
第11期 計算期間 (平成9年10月29日)	0.0050
第12期 計算期間 (平成10年10月29日)	0.0020
第13期 計算期間 (平成11年10月29日)	0.0020

第14期 計算期間 (平成12年10月30日)	0.0020
第15期 計算期間 (平成13年10月29日)	0.0000
第16期 計算期間 (平成14年10月29日)	0.0000
第17期 計算期間 (平成15年10月29日)	0.0020
第18期 計算期間 (平成16年10月29日)	0.0020
第19期 計算期間 (平成17年10月31日)	0.0030

収益率の推移

直近10計算期間の収益率の推移は次のとおりです。

	収益率(%)
第10期 計算期間 (平成7年10月30日 ~ 平成8年10月29日)	19.08
第11期 計算期間 (平成8年10月30日 ~ 平成9年10月29日)	18.90
第12期 計算期間 (平成9年10月30日 ~ 平成10年10月29日)	18.42
第13期 計算期間 (平成10年10月30日 ~ 平成11年10月29日)	31.13
第14期 計算期間 (平成11年10月30日 ~ 平成12年10月30日)	19.44
第15期 計算期間 (平成12年10月31日 ~ 平成13年10月29日)	26.33
第16期 計算期間 (平成13年10月30日 ~ 平成14年10月29日)	17.83
第17期 計算期間 (平成14年10月30日 ~ 平成15年10月29日)	23.85
第18期 計算期間 (平成15年10月30日 ~ 平成16年10月29日)	0.83
第19期 計算期間 (平成16年10月30日 ~ 平成17年10月31日)	27.04
第20期 計算期間中 (平成17年11月1日 ~ 平成18年5月31日)	13.95

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第20期計算期間中については平成18年5月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

2 .財務ハイライト情報(投資信託説明書(交付目論見書)2 1 頁～2 3 頁 下記の内容が末尾に追加されます。)

以下の情報は、有価証券届出書の「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「中間財務諸表」(当該「中間財務諸表」については、新日本監査法人による監査を受けており、中間監査報告書は、有価証券届出書の「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「中間財務諸表」に添付されています。)から抜粋して記載したものです。

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第 2 0 期中間計算期間 (平成 1 8 年 4 月 3 0 日現在)
	金 額
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,081,459
コール・ローン	245,008,940
株式	7,392,589,950
派生商品評価勘定	18,706,350
未収入金	39,000
未収配当金	31,416,271
未収利息	26
前払金	-
流動資産合計	7,690,841,996
資産合計	7,690,841,996
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	171,050
前受金	20,930,000
未払解約金	9,982,317
未払受託者報酬	3,785,591
未払委託者報酬	16,278,172
その他未払費用	189,095
流動負債合計	51,336,225
負債合計	51,336,225
純資産の部	
元本	
元本	10,154,380,863
剰余金	
中間欠損金	2,514,875,092
(分配準備積立金)	(139,423,615)
純資産合計	7,639,505,771
負債・純資産合計	7,690,841,996

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第 2 0 期中間計算期間 (自平成 1 7 年 1 1 月 1 日 至平成 1 8 年 4 月 3 0 日)
	金 額
経常損益の部	
営業損益の部	
営業収益	
受取配当金	39,190,858
受取利息	1,531
有価証券売買等損益	1,447,506,889
派生商品取引等損益	68,842,000
その他収益	101,687
営業収益合計	1,555,642,965
営業費用	
受託者報酬	3,785,591
委託者報酬	16,278,172
その他費用	189,095
営業費用合計	20,252,858
営業利益	1,535,390,107
経常利益	1,535,390,107
中間純利益	1,535,390,107
一部解約に伴う中間 純利益分配額	126,578,224
期首欠損金	4,154,442,167
欠損金減少額	543,718,625
(当中間期一部解約 に伴う欠損金減少額)	(543,718,625)
欠損金増加額	312,963,433
(当中間期追加信託 に伴う欠損金増加額)	(312,963,433)
分配金	
中間欠損金	2,514,875,092

(3) 重要な会計方針

項目	期別	第20期中間計算期間 (自平成17年11月1日 至平成18年4月30日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法		(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、金融機関の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日の清算値段（清算価格）又は証拠金算定基準値段としております。
2 費用・収益の計上基準		(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3 計算期間		当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、平成17年11月1日から平成18年4月30日までとなっております。

・その他

2. 内国投資信託受益証券事務の概要（投資信託説明書（交付目論見書）24頁～25頁 下記のとおり置き換わります。）

名義書換についての手続、取扱場所等

受益証券は原則として無記名式ですが、無記名式の受益証券から記名式への変更または記名式の受益証券から無記名式への変更および受益証券の名義書換手続は、委託者の定める手続により行うことができます。なお、「自動継続投資コース」を選択した場合には、「自動継続投資契約」に基づいて投資者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託者は当該投資者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

名義書換手続は委託者にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託者に取り次ぎます。名義書換手数料は徴しません。

受益者名簿の閉鎖の時期

当ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間名義書換を停止し、受益者名簿を閉鎖します。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益証券の再発行

- 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、無記名式の受益証券を再交付します。
- 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は、記名式の受益証券を再交付します。

- c. 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、a. およびb. の規定を準用します。
- d. 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(注)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

「信託約款」の付則に第5条を追加いたします。

(付則) 第1条～第4条(省略)

第5条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者(一部解約の実行の請求の場合に限ります。)または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容（予定）について記載しております。なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 7 月 28 日現在の約款の内容)
<p>(当初の受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 6 条 (省略) <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「<u>社振法</u>」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、<u>委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u> <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> <u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u> <u>委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。</u> <u>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または</u></p>	<p>(当初の受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 6 条 (省略) <u>委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益証券の発行) 第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</p>

記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第10条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口以上1万口単位をもって当該受益権の取得申込に応じるものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社と別に定める累積投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込者に限り、1口単位をもって取得の申込みに応じることができます。

第1項および第2項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第36条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額(以下「取得申込金額」といいます。)に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる売却価額は、1口につき1円に、申込口数を乗じた額に、手数料を加算した価額とします。

- (省略)
- (省略)

第12条 <削除>

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を各受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の売却単位および売却価額)

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。ただし、受益証券の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益証券について第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口以上1万口単位をもって当該受益証券の取得申込に応じるものとします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社と別に定める累積投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益証券取得申込者に限り、1口単位をもって売却することができます。

<新設>

第1項および第2項の場合の受益証券の売却価額は、取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額(以下「取得申込金額」といいます。)に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる売却価額は、1口につき1円に、申込口数を乗じた額に、手数料を加算した価額とします。

- (省略)
- (省略)

(受益証券の種類)

第12条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社(以下「保

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 <削除>

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第36条第1項、第2項、第3項および第4項にそれぞれ規定する支払開始日前に、信託の一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金

譲預り会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第29条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第36条第1項、第2項、第3項および第4項にそれぞれ規定する支払開始日前に、信託の一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとし、第39条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において支払います。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金についての支払場所は、委託者において行ないます。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

<削除>

<削除>

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第36条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録に関する業務を委任することができます。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとし、第39条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において支払います。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金についての支払場所は、委託者において行ないます。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に記載し、届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとし、

(受益証券の保護預り)

第36条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとし、ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益証券については、この限りで

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金について第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第38条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1万口単位(別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍)をもってその受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取約定成立の日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

(省略)

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第39条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含む。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位(委託者の自らの募集にかかる受益権(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権を除きます。))ならびに別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益権については、1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(省略)

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができます。なお一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

(省略)

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第39条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支

はありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金について第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第38条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍)をもってその受益証券を買取ります。

受益証券の買取価額は、買取約定成立の日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

(省略)

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第39条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含む。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(委託者の自らの募集にかかる受益証券(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益証券を除きます。))ならびに別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

(省略)

受益者が第1項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができます。なお一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

(省略)

<新設>

払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(反対者の買取請求権)

第45条の2 第39条第6項、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第39条第8項、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(付則)

第1条(省略)

第2条(省略)

第3条(省略)

第4条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とします。

(添付信託約款付則第5条を削除し、以下の内容に置き換えます。)

第5条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の種類)から第18条(受益証券の再交付の費用)第36条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(反対者の買取請求権)

第45条の2 第39条第6項、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第39条第8項、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(付則)

第1条(省略)

第2条(省略)

第3条(省略)

第4条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を受益権総口数で除して得た額)とします。

第5条 (添付信託約款付則第5条をご参照ください。)

225インデックスファンド

投資信託説明書（請求目論見書）の訂正事項分

2006年7月28日訂正

T & Dアセットマネジメント株式会社

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までには投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書の訂正事項分です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「225インデックスファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年1月31日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月1日にその効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年7月28日に関東財務局長に提出しております。
3. 「225インデックスファンド」は、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

1. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成18年7月28日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、下記の通り投資信託説明書（請求目論見書）に訂正を行います。訂正後のみを記載する場合があります。

2. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正事項

第2【手続き等】

1【申込（販売）手続等】（投資信託説明書（請求目論見書）1頁 該当箇所が下記のとおり置き換わります。）

- e. 取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとしてすることができます。無記名式の受益証券は、それを保有している方が受益者となりますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。したがって、保護預りの形態はなくなります。

（下記の内容が末尾に追加されます。）

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

す。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】（投資信託説明書（請求目論見書）1頁～2頁 下記の内容が末尾に追加されます。）

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(2)【保管】（投資信託説明書（請求目論見書）3頁 下記のとおり置き換わります。）

取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとして保管することができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。無記名式の受益証券は、それを保有している方が受益者となりますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(5)【その他】

投資信託約款の変更（投資信託説明書（請求目論見書）4頁 下記の内容が末尾に追加されます。）

(7)委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前述の規定にしたがいいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(2)の書面の交付を原則として行いません。

2【受益者の権利等】

収益分配金の請求権（投資信託説明書（請求目論見書）5頁～6頁 下記の内容が末尾に追加されます。）

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第4【ファンドの経理状況】（投資信託説明書（請求目論見書）6頁～21頁「第4ファンドの経理状況

1財務諸表」の末尾に以下の記載ならびに次頁以下の中間監査報告書および中間財務諸表が追加されます。）

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並

びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第20期中間計算期間(平成17年11月1日から平成18年4月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

その中間監査報告書は、該当する中間財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年6月23日

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

沼田 徹 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

大山 修 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

英 久一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「225インデックスファンド」の平成17年11月1日から平成18年4月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「225インデックスファンド」の平成18年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成17年11月1日から平成18年4月30日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 【中間財務諸表】

225 インデックスファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

科目	期別	金額
	第20期中間計算期間 (平成18年4月30日現在)	
資産の部		
流動資産		
金銭信託		3,081,459
コール・ローン		245,008,940
株式		7,392,589,950
派生商品評価勘定		18,706,350
未収入金		39,000
未収配当金		31,416,271
未収利息		26
前払金		-
流動資産合計		7,690,841,996
資産合計		7,690,841,996
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		171,050
前受金		20,930,000
未払解約金		9,982,317
未払受託者報酬		3,785,591
未払委託者報酬		16,278,172
その他未払費用		189,095
流動負債合計		51,336,225
負債合計		51,336,225
純資産の部		
元本		
元本		10,154,380,863
剰余金		
中間欠損金		2,514,875,092
(分配準備積立金)		(139,423,615)
純資産合計		7,639,505,771
負債・純資産合計		7,690,841,996

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科目	期別	金額
	第20期中間計算期間 (自平成17年11月1日 至平成18年4月30日)	
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金		39,190,858
受取利息		1,531
有価証券売買等損益		1,447,506,889
派生商品取引等損益		68,842,000
その他収益		101,687
営業収益合計		1,555,642,965
営業費用		
受託者報酬		3,785,591
委託者報酬		16,278,172
その他費用		189,095
営業費用合計		20,252,858
営業利益		1,535,390,107
経常利益		1,535,390,107
中間純利益		1,535,390,107
一部解約に伴う中間 純利益分配額		126,578,224
期首欠損金		4,154,442,167
欠損金減少額		543,718,625
(当中間期一部解約 に伴う欠損金減少額)		(543,718,625)
欠損金増加額		312,963,433
(当中間期追加信託 に伴う欠損金増加額)		(312,963,433)
分配金		
中間欠損金		2,514,875,092

(デリバティブ取引関係)

第20期中間計算期間(自平成17年11月1日 至平成18年4月30日)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位:円)

区分	種類	第20期中間計算期間 (平成18年4月30日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 日経平均株価指数先物	219,170,000	-	237,720,000	18,535,300
合計		219,170,000	-	237,720,000	18,535,300

(注)1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として証券取引所における計算期間末日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

2 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

項目	期別	第20期中間計算期間 (平成18年4月30日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)		0.3762 円 (3,762 円)

第5【設定及び解約の実績】(投資信託説明書(請求目論見書)22頁 下記のとおり置き換わります。)
直近10計算期間の設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数	解約口数
第10期 計算期間 (平成7年10月30日 ~ 平成8年10月29日)	21,529,800,000	44,979,990,346
第11期 計算期間 (平成8年10月30日 ~ 平成9年10月29日)	7,713,150,000	12,332,192,076
第12期 計算期間 (平成9年10月30日 ~ 平成10年10月29日)	987,338,462	8,066,849,218
第13期 計算期間 (平成10年10月30日 ~ 平成11年10月29日)	46,271,330,454	44,249,305,462
第14期 計算期間 (平成11年10月30日 ~ 平成12年10月30日)	6,324,267,242	14,488,678,308
第15期 計算期間 (平成12年10月31日 ~ 平成13年10月29日)	17,216,712,302	5,694,400,936
第16期 計算期間 (平成13年10月30日 ~ 平成14年10月29日)	11,142,092,294	6,159,747,942
第17期 計算期間 (平成14年10月30日 ~ 平成15年10月29日)	2,014,190,400	6,322,824,294
第18期 計算期間 (平成15年10月30日 ~ 平成16年10月29日)	999,412,876	6,326,584,462
第19期 計算期間 (平成16年10月30日 ~ 平成17年10月31日)	648,296,256	5,011,653,328
第20期 計算期間中 (平成17年11月1日 ~ 平成18年5月31日)	2,451,885,974	2,916,201,746

(注)設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

追加型株式投資信託 / インデックス型 (日経225連動型)

投資信託説明書(交付目論見書)

2006/02



T&D T&Dアセットマネジメント
T&Dホールディングス

225 Index Fund

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際に予めまたは同時に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「225インデックスファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年1月31日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月1日にその効力が生じております。
3. 「225インデックスファンド」の受益証券の募集にあたり、委託者は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家からご請求があった場合に交付を行う投資信託説明書（請求目論見書）を作成しています。投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家からご請求された場合に交付されます。また、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付をご請求された場合には、請求されたことを記録しておいてくださいますようお願い申し上げます。なお、投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目等については、投資信託説明書（交付目論見書）本文の「 . その他3. ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。

発行者名 : ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 桂 幹洋

本店の所在の場所 : 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : 225インデックスファンド

募集内国投資信託受益証券の金額 : 継続募集額
500億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資リスク

「225インデックスファンド」は、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

225インデックスファンド

ファンドの概要

本概要は有価証券届出書の第一部証券情報、第二部ファンド情報等を要約したものです。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)本文の該当箇所をご参照ください。

商品分類	追加型株式投資信託 / インデックス型(日経225連動型)
ファンドの目的	わが国の株式市場の動きと投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行います。
主な投資制限	株式の組入については制限を設けません。
投資リスク	株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
信託期間	平成28年10月31日まで
収益分配	毎年1回決算を行います。分配対象額は、利子・配当収入等の全額から諸経費を控除した額とし、分配金額は、委託者の判断に基づき、原則として運用実績に応じて決定します。
決算日	毎年10月29日(ただし休業日の場合は翌営業日)
お申込期間	平成18年2月1日から平成19年1月30日まで。(なお、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
お買付単位	お申込になる販売会社(申込取扱場所)により、お申込単位は異なります。投資信託説明書(交付目論見書)本文または販売会社(申込取扱場所)でご確認ください。
お買付価額	お申込日の基準価額とします。
お申込手数料	お申込になる販売会社(申込取扱場所)により、お申込手数料は異なります。投資信託説明書(交付目論見書)本文または販売会社(申込取扱場所)でご確認ください。
途中換金	解約請求及び買取請求により、原則として1万口単位(自動継続投資コースの場合は1口単位)で毎営業日お申込できます。なお、買取請求の取扱いにつきましては、投資信託説明書(交付目論見書)本文または販売会社でご確認ください。また、買取請求は販売会社により取扱いを行わない場合があります。
換金価額	解約請求日の基準価額とします。 なお、1口当たりのお手取り額は、解約価額から源泉徴収税額を差し引いた金額です。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.5565%(税抜0.53%)

投資信託説明書(交付目論見書)本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクをご理解のうえお申込下さいますよう、お願い申し上げます。

225インデックスファンド

ファンドの特色

投資方針

わが国の証券取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄を投資対象とします。

投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- (1)上記投資対象銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
- (2)株式の組入比率は高位を保ちます。
- (3)株式以外への資産は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (4)外貨建資産への投資は行いません。

投資リスク

当ファンドは、株式など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（申込金額に所定の申込手数料（税込）を加えた額で、投資者が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。

また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは預貯金や保険契約とは異なります。また、当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。当ファンドの運用資産（以下、「投資信託財産」といいます。）に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは主としてわが国の株式に投資します。一般に、株式の価格は大きく変動します。わが国の株式市場が下落した場合、または当ファンドが保有する株式の価格下落等の場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

金利変動リスク

当ファンドは金融商品にも投資します。一般に、金利が上昇すると金融商品の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

信用リスク

当ファンドは株式等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる場合があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有証券の売却を余儀なくされる可能性があります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

投資者が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資者が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

225インデックスファンド

お申込の手引き

お買付に関しては・・・

お申込時期

原則として、毎営業日お申込できます。

なお、お申込の受付時間は午後3時（本邦証券取引所の半日立会日は午前11時）までとさせていただきます。受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。

お買付単位

**[一般コース] 1万口以上1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
[自動継続投資コース] 1円以上1円単位もしくは1万円以上1円単位
もしくは10万円以上1円単位**

（分配金再投資の場合は1円以上1円単位となります。）

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は、販売会社ないしは販売会社についての照会先までお問い合わせください。

お買付価額

お申込日の基準価額です。

お申込手数料

販売会社が個別に定めます。

（届出書提出日現在の上限は、お買付価額の2.1%（税抜2.0%）です。）

ご換金に関しては・・・

ご換金時期

原則として毎営業日、解約請求および買取請求によりご換金いただけます。（買取請求は販売会社により取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）

なお、解約請求および買取請求の受付時間は午後3時（本邦証券取引所の半日立会日は午前11時）までとさせていただきます。受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。

ご換金単位

原則として1万口単位です。（自動継続投資コースの場合は1口単位）

ご換金価額

解約請求...解約請求日の基準価額です。

なお、解約価額が個別元本を上回った場合、1口当たりのお手取額は解約価額から源泉徴収税額を差し引いた額となります。

買取請求...買取約定成立の日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額（一定の条件を満たせば免除される場合があります。）に相当する金額を控除した価額です。

お支払開始

解約代金および買取代金のお支払は、原則として解約請求日および買取約定成立の日から起算して4営業日目以降となります。

225インデックスファンド

分配金に関しては…

分配時期 毎決算時(原則として10月29日)に収益の分配を行います。
ただし、10月29日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収益の分配は、約款に定める「収益分配方針」に基づいて行います。

お手取額 分配金から税金を差し引いた額です。
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いの「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。「普通分配金」に対して源泉徴収税が課せられます。

償還に関しては…

信託期間 平成28年10月31日まで
ただし、受益権口数が10億口を下回る等、約款における信託の終了に関する定めに該当する場合には、信託期間を繰り上げて終了(償還)させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

基準価額を知るには…

基準価額 取扱販売会社またはT&Dアセットマネジメントにお問い合わせいただければ、お知らせします。

申込取扱場所(販売会社)、払込取扱場所については…

下記の照会先までお問い合わせ下さい。

T&Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(証券取引所の半日立会日は午前9時～正午))

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

225インデックスファンド

費用と税金

直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金		
お買付時	申込手数料	お申込価額(注1)に対して……………上限2.1%(税抜2.0%)		
ご換金時 (解約請求)	源泉徴収税	解約価額の個別元本超過額(注2)に対して	[平成20年3月31日まで] 10% (所得税7%、地方税3%)	[平成20年4月1日から] 20% (所得税15%、地方税5%)
収益分配時	源泉徴収税	普通分配金に対して	の源泉徴収・申告不要制度	
償還時	源泉徴収税	償還価額の個別元本超過額(注2)に対して	(注3)	(注3)

(注1) お申込価額とは、「お申込受付日の基準価額(1口当たり)×お申込口数」をいいます。

(注2) 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

(注3) 個人の受益者に対する税金を記載しております。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

投資信託財産で間接的にご負担いただく(投資信託財産が支払う)費用・税金

時期	項目	費用・税金	
毎日	信託報酬	純資産総額に対して……………0.5565%(税抜0.53%)	内訳
			委託会社 0.2940%(税抜0.28%) 販売会社 0.1575%(税抜0.15%) 受託会社 0.1050%(税抜0.10%)

その他、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用(税込)および証券取引に伴う手数料等を、投資信託財産でご負担いただきます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

225インデックスファンド

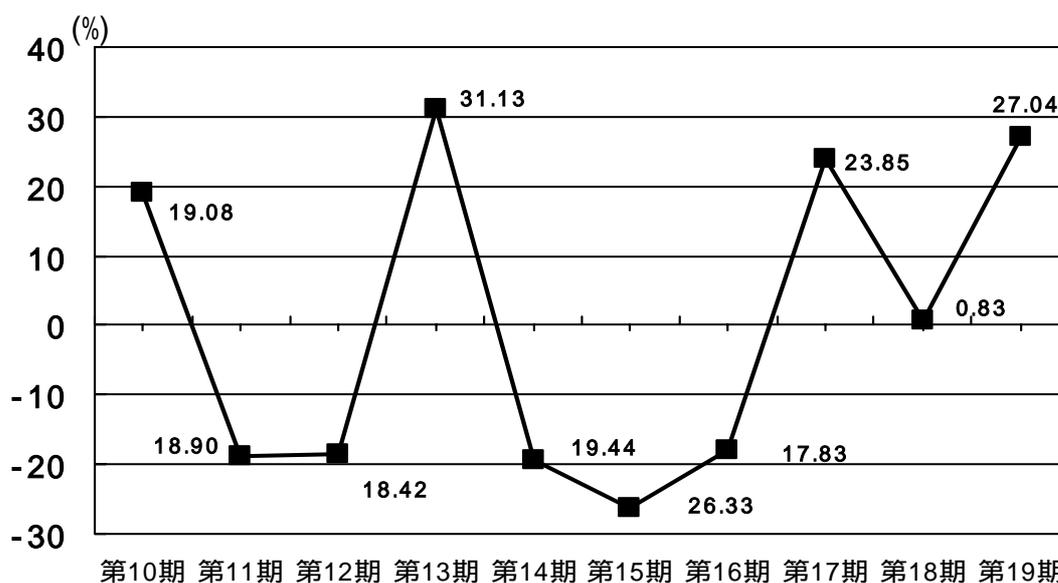
運用実績

当ファンドの各計算期間毎の収益率の推移

- 対象期間（各計算期間） -

第10期計算期間（平成7年10月30日）

～第19期計算期間末（平成17年10月31日）まで



注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

$$\text{収益率} = \frac{\text{計算期間末基準価額（分配付の額）} - \text{前期末基準価額（分配落の額）}}{\text{前期末基準価額（分配落の額）}} \times 100$$

投資信託説明書（交付目論見書） 目 次

	頁
． ファンドの概要	1
1. 基本情報	1
(1) ファンドの名称	1
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	1
(3) 発行価額の総額	1
(4) 発行価額	1
(5) 信託金の限度額	1
(6) 振替機関に関する事項	1
(7) その他	1
2. ファンドの仕組み	2
． 運用の内容	4
1. ファンドの特色等	4
(1) ファンドの目的及び基本的性格	4
(2) ファンドの特色	4
2. 投資方針	5
(1) 投資方針	5
(2) 主な投資対象	5
(3) 主な投資制限	5
(4) 分配方針	6
3. 運用体制	7
4. 投資リスク及びリスク管理体制	8
(1) 当ファンドのもつリスクの特性	8
(2) 投資リスクに対する管理体制	8
． 申込手続等の概要	10
1. お買付時	10
(1) 申込期間	10
(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所	10
(3) お申込の方法	10
(4) 申込手数料	10
(5) 申込単位	10
(6) 払込期日	11
2. ご換金等	11
(1) 換金手続等	11
(2) 換金手数料	11
3. その他の手数料及び税金	12
(1) 信託報酬等	12
(2) その他の手数料等	12
(3) 課税上の取扱い	12
4. 管理及び運営の概要	14
(1) 資産の評価	14
(2) 信託期間	14
(3) 計算期間	14
(4) 信託の終了	14
(5) 投資信託約款の変更	15

．ファンドの運用状況等	16
1．運用状況	16
(1) 投資状況	16
(2) 投資資産	16
(3) 運用実績	19
2．財務ハイライト情報	21
(1) 貸借対照表	21
(2) 損益及び剰余金計算書	22
(3) 重要な会計方針	23
．その他の	24
1．委託会社の概況	24
2．内国投資信託受益証券事務の概要	24
3．ファンドの詳細情報の項目	25

約款
用語集

．ファンドの概要

1．基本情報

(1) ファンドの名称

225インデックスファンド
(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)です。
原則として収益分配金交付票付の無記名式受益証券です。ただし、受益者の希望により、無記名式から記名式、または記名式から無記名式への変更をすることができます。
当ファンドは、格付を取得していません。

(3) 発行価額の総額

500億円を上限とします。

(4) 発行価額

取得申込日の基準価額()とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されます。)

基準価額につきましては、委託者(以下「委託会社」ということがあります。)の指定する証券会社および登録金融機関(以下、委託者も含め、「販売会社」ということがあります。)ないしは下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(証券取引所の半日立会日は午前9時～正午))

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(5) 信託金の限度額

信託金の限度額は500億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(6) 振替機関に関する事項

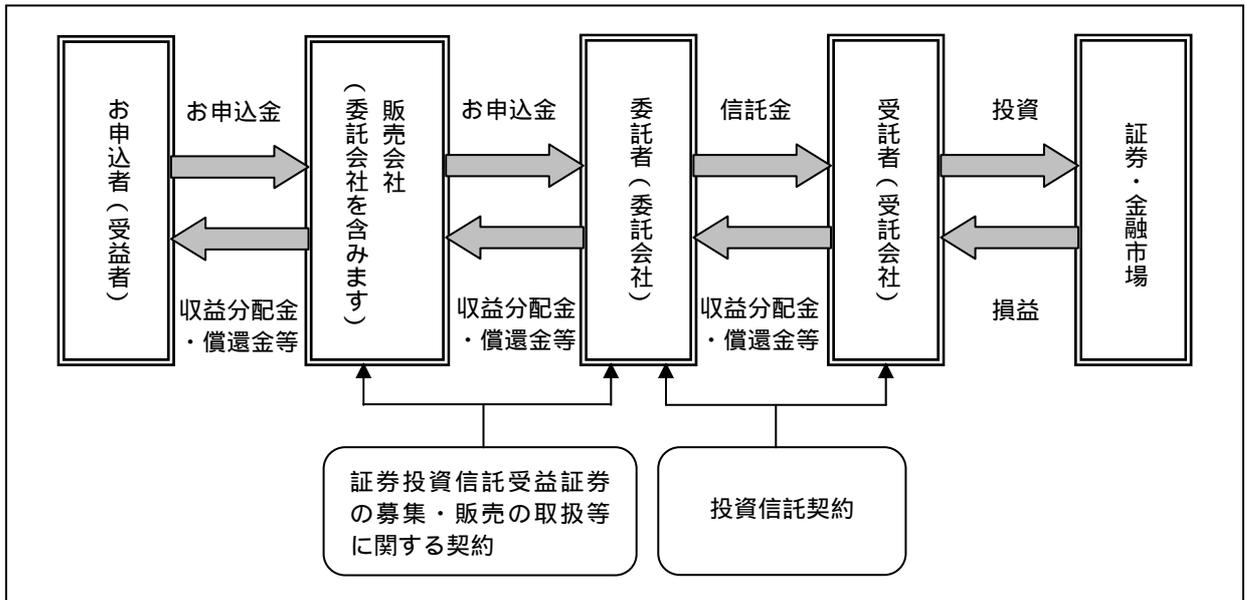
該当事項はありません。

(7) その他

日本以外の地域における発行はありません。

2. ファンドの仕組み

ファンドの仕組み図



委託者およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託者（委託会社）

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社（ ）

株主総会の承認を前提に、平成18年8月28日付で委託会社はT&Dアセットマネジメント株式会社に商号を変更する予定です。

委託者は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託約款の届出
- (2) 投資信託財産の運用指図
- (3) 投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 受益証券の発行
- (5) 目論見書および運用報告書の作成等

委託者は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

b. 受託者（以下「受託会社」ということがあります。）

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託者は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託者の指図に基づく投資信託財産の処分
- (3) 受益証券の認証等

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

当ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

受託者は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

c. 販売会社

販売会社は、委託者との間に締結した「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益証券の募集・販売の取扱い

- (2) 受益証券の一部解約請求の取扱い
- (3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 受益証券の保護預り
- (5) 目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託者が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。

．運用の内容

1．ファンドの特色等

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・インデックス型（日経225連動型）に属し、日経平均株価（225種・東証）をモデルとして、わが国の株式市場の動きと投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に運用を行うことを基本とします。

*「インデックス型（日経225連動型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果を目指すもの」として分類されるファンドです。

(2) ファンドの特色

日経平均株価（225種・東証）に連動する投資成果を目指すファンドです。

日経225種採用銘柄のうち200銘柄以上の株式に原則として等株数投資を行います。株式の組入比率はできる限り高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することがあります。

株式への投資には制限を設けません。

約款に定める範囲内で有価証券先物取引等を行うことができます。

留意事項

当ファンドは、日経平均株価（225種・東証）をモデルとして運用を行いますが、当該株価指数に連動した投資成果をお約束するものではありません。当ファンドの基準価額の騰落率と当該株価指数の騰落率との間に乖離を生ずる主な要因として、以下のものがあげられます。

- ・資金の流出入に伴う株式売買手数料、および信託報酬率等管理費用の支払い。
- ・当ファンドが売買約定した株式等の価格と取引所終値との差による影響。
- ・解約に備えた余裕資金をプールする目的等で、株価指数先物の取引も利用しているため。
- ・指数構成銘柄の一部を組み入れないことによる影響。

当ファンドは、通常の投資管理の方法（内外経済・金融情勢、産業・企業分析および証券市場分析に基づいてポートフォリオに組み入れた有価証券を変更するもの）によって運用するものではありません。

日経平均株価（以下「日経225」といいます。）とは

- ・日本を代表する銘柄で構成されている日経225は、数ある株価指数のなかでも50年以上及び歴史があり、内外の投資家や株式市場関係者に最もよく知られています。
- ・1949年（昭和24年）以後、今日まで継続して算出されていること、その時代を反映させるため、定期的な見直しにより構成銘柄の入替えが行われていること、同指数の先物が海外（シカゴ、シンガポール）の取引所で上場されており、国際的にも認知されていること、などから判断して、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数といえます。

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び日経平均株価を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び当ファンド受益証券の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

2. 投資方針

(1) 投資方針

基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行います。

当ファンドは日経平均株価（225種・東証）に連動する投資成果を目指すファンドです。

投資態度

投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・上記投資対象銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
- ・株式の組入比率は高位を保ちます。
- ・株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 主な投資対象

わが国の証券取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄を投資対象とします。

詳しくは当ファンドの投資信託約款第19条および第22条をご参照下さい。

(3) 主な投資制限

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 株式の組入については制限を設けません。（運用の基本方針）
- b. 投資する株式の範囲（約款第21条）
- c. 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条の2）

「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、一の投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイおよびロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに八および二に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該

投資信託財産に係る有価証券先物取引等（投信法施行規則第27条第4項において定義されている「有価証券先物取引等」を意味します。）を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

- イ．当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
 - ロ．当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
 - ハ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する債券または証書に係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの
 - ニ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する債券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- b．委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（４）分配方針

毎決算時（毎年10月29日。ただし、決算日が休業日のときは翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、利子・配当収入等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、委託者の判断に基づき、原則として運用実績に応じて決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

利子、配当収入とは、配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

4. 投資リスク及びリスク管理体制

(1) 当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、株式など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（申込金額に所定の申込手数料（税込）を加えた額で、投資者が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは預貯金や保険契約とは異なります。また、当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。当ファンドの運用資産（以下、「投資信託財産」といいます。）に生じた利益および損失は全て投資者に帰属します。当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは主としてわが国の株式に投資します。一般に、株式の価格は大きく変動します。わが国の株式市場が下落した場合、または当ファンドが保有する株式の価格下落等の場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

金利変動リスク

当ファンドは金融商品にも投資します。一般に、金利が上昇すると金融商品の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

信用リスク

当ファンドは株式等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる場合があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有証券の売却を余儀なくされる可能性があります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

上記のほか、投資者が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資者が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

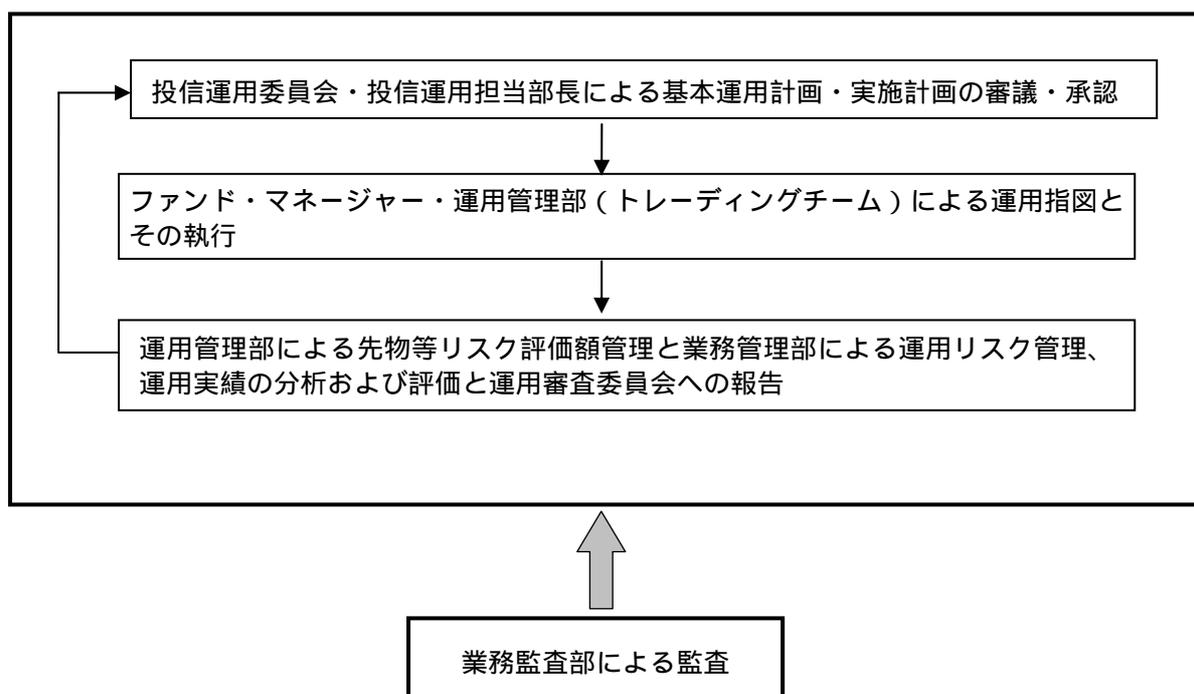
(2) 投資リスクに対する管理体制

当社の投資リスクに対する管理体制は以下のとおりです。

前述の「3. 運用体制」に記載されている社内規定において、市場関連リスク（金利変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、投信運用委員会および投信運用担当部長による審議・承認を踏まえて、実際の運用指図を行い、運用管理部（トレーディングチーム）がその執行を行っています。

- ・運用管理部は、ファンドの基準価額の計算を行うとともに、先物・オプション取引等のリスク評価額の管理を行い、必要な部署等へ定期的な報告を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・業務監査部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成17年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

． 申込手続等の概要

1．お買付時

(1) 申込期間

平成18年2月1日(水曜日)から平成19年1月30日(火曜日)まで。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所

申込取扱場所及び払込取扱場所(販売会社)につきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(証券取引所の半日立会日は午前9時～正午))

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(3) お申込の方法

取得申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受け付けます。申込の受付は、原則として営業日の午後3時(本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。また申込単位が異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益証券の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。販売価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込の受付を取消することがあります。

(4) 申込手数料

申込手数料(1口当たり)は、申込金額(取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。以下同じ。)もしくは申込口数に応じ、販売会社が個別に定める率(届出書提出日現在の上限は2.1%(税抜2.0%)です。)を、取得申込日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、下記の「(5) 申込単位」において、自動継続投資コースを選択された際における収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社ないしは上記の「(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(5) 申込単位

収益分配金の受取方法により、申込には、収益の分配時に収益分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動継続投資コース」といいます。)があります。申込取扱場所(販売会社)によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。また申込単位が異なりますので販売会社ないしは上記の「(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

一般コース（届出書提出日現在、当該コースの申込単位は下記の通りです。）
1万口以上1万口単位もしくは10万口以上1万口単位となります。

自動継続投資コース（届出書提出日現在、当該コースの申込単位は下記の通りです。）
1円以上1円単位もしくは1万円以上1円単位もしくは10万円以上1円単位となります。
ただし収益分配金再投資の場合は1円以上1円単位となります。

（6）払込期日

当ファンドの受益証券の取得申込者は申込代金（申込金額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。以下同じ。）をお申しいただきます販売会社に支払うものとし、払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社ないしは上記の「（2）申込取扱場所及び払込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託者の口座を經由して、受託者の指定する当ファンド口座に振り込まれます。

2. ご換金等

（1）換金手続等

解約請求による手続

- ・受益者は、委託者に1万口単位（「自動継続投資コース」の場合には1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時（本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
- ・一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ・一部解約の1口当たりの受取金額は、解約価額から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。
- ・証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた請求の受付を取消すことがあります。
- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において支払います。
- ・解約価額（基準価額）につきましては、委託者または販売会社にお問い合わせください。

買取請求による手続

- ・販売会社は、受益者の請求があるときは、1万口単位（「自動継続投資コース」の場合には1口の整数倍）をもってその受益証券を買取ります。
- ・受益証券の買取価額は、買取約定成立の日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りをを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額（一定の条件を満たせば免除される場合があります。）に相当する金額を控除した額とします。買取価額につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ・証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取りを中止することおよびすでに受付けた買取りの請求の受付を取消すことがあります。
- ・買取代金のお支払は、原則として買取約定成立の日から起算して4営業日目以降となります。
- ・販売会社により、取扱いを行わない場合がありますのでご注意ください。

（2）換金手数料

換金手数料はありません。

3. その他手数料等及び税金

(1) 信託報酬等

委託者および受託者の信託報酬の総額は、約款第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.5565%（税抜0.53%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については純資産総額に応じて以下の通りとします。

委託者 0.2940%（税抜0.28%）

受託者 0.1050%（税抜0.10%）

販売会社 0.1575%（税抜0.15%）

上記の信託報酬の総額（税込）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(2) その他の手数料等

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、約款第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）は、投資信託財産が負担します。この他先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(3) 課税上の取扱い

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告の必要はありませんので、10%の源泉分離課税と実質的に同じこととなります。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式等の売却益との通算（3年間の繰越控除対象）が可能となります。なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

買取請求時の1口当たりの手取額は、買取約定成立の日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額（個別元本超過額の7%、平成20年4月1日から15%。なお、一定の条件を満たせば免除される場合があります。）を差し引いた金額となります。買取差益は、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。買取差損益については、確定申告により、株式等の譲渡による所得との通算（3年間の繰越控除対象）が可能となります。なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年1月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、所得税7%の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません）。

なお、上記の所得税7%の税率は、平成20年4月1日から、所得税15%となります。

買取請求時の1口当たりの手取額は、買取約定成立の日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額（個別元本超過額の7%、平成20年4月1日から15%。なお、一定の条件を満たせば免除される場合があります。）を差し引いた金額となります。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益者毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動継続投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

4. 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。純資産総額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

株式：原則として基準価額計算日の証券取引所の終値で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、委託者または、販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に「T & Dアセット」の「インデク」の略号にて掲載されます。

(2) 信託期間

当ファンドの信託期間は平成28年10月31日までですが、下記の「(4) 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(3) 計算期間

当ファンドの計算期間は原則として毎年10月30日から翌年10月29日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(4) 信託の終了

ファンドの繰上償還

- a. 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- b. 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託者は、a. b. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告（日本経済新聞に掲載します。）し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a. b. の投資信託契約の解約をしません。
- f. 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次のいずれかの場合には投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- a. 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき。
- b. 委託者が、監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁が委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じ、その投資信託約款の変更が有効に成立した場合を除きます。）。
- c. 受託者が辞任する場合で、委託者が新受託者を選任できないとき。

（５）投資信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告(日本経済新聞に掲載します。)かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

．ファンドの運用状況等

1．運用状況

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成17年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
株式	日本	6,463	95.49
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	305	4.51
合計(純資産総額)	-	6,768	100.00

(注) 1 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

2 株価指数先物取引を買建ており、その時価は、298百万円となっております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(平成17年11月30日現在)

	国名	種類	業種	銘柄名	数量(株)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	時価単価(円)	時価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	電気機器	アドバンテスト	18,000	8,360	150,480,000	10,900	196,200,000	2.90
2	日本	株式	電気機器	T D K	18,000	7,810	140,580,000	10,030	180,540,000	2.67
3	日本	株式	電気機器	ファナック	18,000	9,100	163,800,000	9,830	176,940,000	2.61
4	日本	株式	卸売業	ソフトバンク	18,000	6,550	117,900,000	9,640	173,520,000	2.56
5	日本	株式	小売業	ファーストリテイリング	18,000	8,140	146,520,000	8,490	152,820,000	2.26
6	日本	株式	電気機器	京セラ	18,000	7,490	134,820,000	8,200	147,600,000	2.18
7	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	18,000	5,810	104,580,000	7,270	130,860,000	1.93
8	日本	株式	輸送用機器	本田技研	18,000	6,340	114,120,000	6,720	120,960,000	1.79
9	日本	株式	電気機器	キヤノン	18,000	6,070	109,260,000	6,710	120,780,000	1.78
10	日本	株式	医薬品	武田薬品	18,000	6,360	114,480,000	6,580	118,440,000	1.75
11	日本	株式	情報・通信業	K D D I	180	664,000	119,520,000	628,000	113,040,000	1.67
12	日本	株式	化学	信越化学	18,000	5,540	99,720,000	6,230	112,140,000	1.66
13	日本	株式	サービス業	セコム	18,000	5,770	103,860,000	6,170	111,060,000	1.64
14	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	18,000	5,310	95,580,000	5,790	104,220,000	1.54
15	日本	株式	情報・通信業	C S Kホールディングス	18,000	4,490	80,820,000	5,310	95,580,000	1.41
16	日本	株式	その他金融業	クレディセゾン	18,000	5,250	94,500,000	5,150	92,700,000	1.37
17	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	18,000	4,150	74,700,000	4,630	83,340,000	1.23
18	日本	株式	医薬品	エーザイ	18,000	4,540	81,720,000	4,610	82,980,000	1.23
19	日本	株式	電気機器	ソニー	18,000	3,760	67,680,000	4,450	80,100,000	1.18
20	日本	株式	情報・通信業	N T Tデータ	180	403,000	72,540,000	424,000	76,320,000	1.13

21	日本	株式	小売業	セブン&アイ・H LDGS	18,000	3,800	68,400,000	4,200	75,600,000	1.12
22	日本	株式	情報・通信業	トレンドマイクロ	18,000	3,610	64,980,000	4,050	72,900,000	1.08
23	日本	株式	化学	富士フイルム	18,000	3,670	66,060,000	3,840	69,120,000	1.02
24	日本	株式	輸送用機器	デンソー	18,000	3,290	59,220,000	3,690	66,420,000	0.98
25	日本	株式	精密機器	テ ル モ	18,000	3,510	63,180,000	3,320	59,760,000	0.88
26	日本	株式	機械	ダイキン工業	18,000	3,020	54,360,000	3,260	58,680,000	0.87
27	日本	株式	サービス業	電通	180	314,000	56,520,000	323,000	58,140,000	0.86
28	日本	株式	精密機器	オリンパス	18,000	2,575	46,350,000	3,080	55,440,000	0.82
29	日本	株式	化学	花 王	18,000	2,775	49,950,000	2,820	50,760,000	0.75
30	日本	株式	医薬品	中外製薬	18,000	2,540	45,720,000	2,705	48,690,000	0.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(平成17年11月30日現在)

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	電気機器	22.00
株式	医薬品	6.42
株式	情報・通信業	6.42
株式	輸送用機器	6.21
株式	化学	6.01
株式	小売業	5.97
株式	卸売業	4.45
株式	機械	3.61
株式	食料品	3.56
株式	建設業	3.25
株式	銀行業	2.78
株式	サービス業	2.67
株式	精密機器	2.45
株式	非鉄金属	2.09
株式	陸運業	1.91
株式	不動産業	1.71
株式	ガラス・土石製品	1.70
株式	その他金融業	1.66
株式	保険業	1.51
株式	その他製品	1.39
株式	繊維製品	1.34
株式	証券業	1.19
株式	ゴム製品	0.86
株式	石油・石炭製品	0.80
株式	海運業	0.62
株式	パルプ・紙	0.49
株式	金属製品	0.48
株式	電気・ガス業	0.45
株式	倉庫・運輸関連業	0.41

株式	鉄鋼	0.41
株式	鉱業	0.36
株式	空運業	0.19
株式	水産・農林業	0.12
合計		95.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

同ファンドは、平成17年11月30日現在、下記の先物取引を行なっております(オフバランス)。

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建				
	日経平均株価指数先物	282,290,000	-	297,600,000	15,289,000
合 計		282,290,000	-	297,600,000	15,289,000

(注) 1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として証券取引所における平成17年11月30日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

2 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成17年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第10期 計算期間末 (平成8年10月29日)	17,288	17,470	0.4762	0.4812
第11期 計算期間末 (平成9年10月29日)	12,078	12,237	0.3812	0.3862
第12期 計算期間末 (平成10年10月29日)	7,605	7,655	0.3090	0.3110
第13期 計算期間末 (平成11年10月29日)	10,737	10,790	0.4032	0.4052
第14期 計算期間末 (平成12年10月30日)	5,961	5,999	0.3228	0.3248
第15期 計算期間末 (平成13年10月29日)	7,130	7,130	0.2378	0.2378
第16期 計算期間末 (平成14年10月29日)	6,832	6,832	0.1954	0.1954
第17期 計算期間末 (平成15年10月29日)	7,359	7,420	0.2400	0.2420
第18期 計算期間末 (平成16年10月29日)	6,079	6,130	0.2400	0.2420
平成16年10月末日	6,079	-	0.2400	-
平成16年11月末日	6,127	-	0.2427	-
平成16年12月末日	6,302	-	0.2560	-
平成17年1月末日	6,147	-	0.2536	-
平成17年2月末日	6,275	-	0.2614	-
平成17年3月末日	6,130	-	0.2608	-
平成17年4月末日	5,766	-	0.2460	-
平成17年5月末日	5,865	-	0.2518	-
平成17年6月末日	5,968	-	0.2589	-
平成17年7月末日	6,045	-	0.2659	-
平成17年8月末日	6,042	-	0.2775	-
平成17年9月末日	6,447	-	0.3043	-
第19期 計算期間末 (平成17年10月31日)	6,332	6,395	0.3019	0.3049
平成17年11月末日	6,768	-	0.3299	-

分配の推移

直近10計算期間の分配の推移は次のとおりです。

	1口当たりの分配金(円)
第10期 計算期間 (平成8年10月29日)	0.0050
第11期 計算期間 (平成9年10月29日)	0.0050
第12期 計算期間 (平成10年10月29日)	0.0020
第13期 計算期間 (平成11年10月29日)	0.0020
第14期 計算期間 (平成12年10月30日)	0.0020
第15期 計算期間 (平成13年10月29日)	0.0000
第16期 計算期間 (平成14年10月29日)	0.0000
第17期 計算期間 (平成15年10月29日)	0.0020
第18期 計算期間 (平成16年10月29日)	0.0020
第19期 計算期間 (平成17年10月31日)	0.0030

収益率の推移

直近10計算期間の収益率の推移は次のとおりです。

	収益率(%)
第10期 計算期間 (平成7年10月30日 ~ 平成8年10月29日)	19.08
第11期 計算期間 (平成8年10月30日 ~ 平成9年10月29日)	18.90
第12期 計算期間 (平成9年10月30日 ~ 平成10年10月29日)	18.42
第13期 計算期間 (平成10年10月30日 ~ 平成11年10月29日)	31.13
第14期 計算期間 (平成11年10月30日 ~ 平成12年10月30日)	19.44
第15期 計算期間 (平成12年10月31日 ~ 平成13年10月29日)	26.33
第16期 計算期間 (平成13年10月30日 ~ 平成14年10月29日)	17.83
第17期 計算期間 (平成14年10月30日 ~ 平成15年10月29日)	23.85
第18期 計算期間 (平成15年10月30日 ~ 平成16年10月29日)	0.83
第19期 計算期間 (平成16年10月30日 ~ 平成17年10月31日)	27.04

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

2. 財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」（当該「財務諸表」については、新日本監査法人による監査を受けており、監査報告書は、有価証券届出書の「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。）から抜粋して記載したものです。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 8 期 (平成16年10月29日現在)	第 1 9 期 (平成17年10月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		201,108,524	167,378,918
株式		5,930,027,900	6,235,871,100
派生商品評価勘定		-	6,533,700
未収入金		-	5,914,500
未収配当金		19,693,800	19,283,283
前払金		7,740,000	-
流動資産合計		6,158,570,224	6,434,981,501
資産合計		6,158,570,224	6,434,981,501
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		6,513,650	-
前受金		-	8,580,000
未払金		2,510,500	-
未払収益分配金		50,672,407	62,918,539
未払解約金		380,886	14,321,906
未払受託者報酬		3,551,361	3,211,227
未払委託者報酬		15,271,005	13,808,398
その他未払費用		177,401	160,365
流動負債合計		79,077,210	103,000,435
負債合計		79,077,210	103,000,435
純資産の部			
元本			
元本		12,668,101,769	10,486,423,233
剰余金			
期末欠損金 (分配準備積立金)		6,588,608,755 (29,446,764)	4,154,442,167 (159,557,323)
純資産合計		6,079,493,014	6,331,981,066
負債・純資産合計		6,158,570,224	6,434,981,501

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

科 目	期 別	第 1 8 期 (自 平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日 至 平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日)	第 1 9 期 (自 平成 1 6 年 1 0 月 3 0 日 至 平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		65,493,035	63,666,933
受取利息		1,858	1,683
有価証券売買等損益		104,022,998	1,400,694,679
派生商品取引等損益		7,029,300	42,894,950
その他収益		191,227	1,048,375
営業収益合計		162,679,818	1,508,306,620
営業費用			
受託者報酬		7,383,685	6,436,121
委託者報酬		31,750,136	27,675,598
その他費用		368,836	321,420
営業費用合計		39,502,657	34,433,139
営業利益		123,177,161	1,473,873,481
経常利益		123,177,161	1,473,873,481
当期純利益		123,177,161	1,473,873,481
一部解約に伴う当期純利益 分配額		79,592,776	129,077,980
期首欠損金		7,972,626,729	6,588,608,755
欠損金減少額		1,644,156,265	1,302,542,526
(当期一部解約に伴う欠損 金減少額)		(1,644,156,265)	(1,302,542,526)
欠損金増加額		253,050,269	150,252,900
(当期追加信託に伴う欠損 金増加額)		(253,050,269)	(150,252,900)
分配金		50,672,407	62,918,539
期末欠損金		6,588,608,755	4,154,442,167

(3) 重要な会計方針

期 別 項 目	第18期 (自平成15年10月30日 至平成16年10月29日)	第19期 (自平成16年10月30日 至平成17年10月31日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、金融機関の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日の清算値段（清算価格）又は証拠金算定基準値段としております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 先物取引 同左</p>
2 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び、派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1) 受取配当金 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び、派生商品取引等損益 同左</p>
3 計算期間	-	<p>当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成16年10月30日から平成17年10月31日までとなっております。</p>

．その他

1．委託会社の概況

資本金

平成17年11月末日現在 11億円

会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得
平成9年12月1日 社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年2月25日 大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る
平成11年4月1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年1月24日 投資顧問業者の登録
平成14年6月11日 投資一任契約に係る業務の認可
平成14年7月1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、「ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成18年8月28日 「T&Dアセットマネジメント株式会社」に商号変更予定
(株主総会における承認を前提)

大株主の状況

平成17年11月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目1番2号	503,800株	46.54%
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	386,000株	35.66%
株式会社大同マネジメントサービス	東京都中央区日本橋三丁目2番9号	153,000株	14.13%
ティ・アンド・ディ太陽大同リース株式会社	東京都港区浜松町一丁目9番10号	35,200株	3.25%

2．内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換についての手続、取扱場所等

受益証券は原則として無記名式ですが、無記名式の受益証券から記名式への変更または記名式の受益証券から無記名式への変更および受益証券の名義書換手続は、委託者の定める手続により行うことができます。なお、「自動継続投資コース」を選択した場合には、「自動継続投資契約」に基づいて投資者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託者は当該投資者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

名義書換手続は委託者にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託者に取り次ぎます。

(取扱場所)

T&Dアセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号

(名義書換手数料)

手数料は徴しません。

受益者名簿の閉鎖の時期

当ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間名義書換を停止し、受益者名簿を閉鎖します。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益証券の再発行

- a. 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、無記名式の受益証券を再交付します。
- b. 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は、記名式の受益証券を再交付します。
- c. 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、a.およびb.の規定を準用します。
- d. 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

3. ファンドの詳細情報の項目

下記詳細情報については投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 管理資産等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託 225インデックスファンド
約 款

運 用 の 基 本 方 針

約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行ないます。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

わが国の証券取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄を投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場において行なわれるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

(2) 投 資 態 度

投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

- ・上記投資対象銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行ないます。
- ・株式の組入比率は高位を保ちます。
- ・株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

1. 株式の組入については制限を設けません。
2. 有価証券先物取引等は、約款の第22条の2の範囲で行ないます。

3. 収 益 分 配 方 針

(1) 分配対象額

利子・配当収入等の全額から諸経費を控除した額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者の判断に基づき、原則として運用実績に応じて決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託〔225インデックスファンド〕約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金109.6276億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、500億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月31日までとします。

(募集の方法)

第4条の2 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行いません。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については109.6276億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(削除)

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を各受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の売却単位および売却価額)

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。ただし、受益証券の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益証券について第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口以上1万口単位をもって当該受益証券の取得申込に応じるものとします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社と別に定める累積投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益証券取得申込者に限り、1口単位をもって売却することができます。

第1項および第2項の場合の受益証券の売却価額は、取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額(以下「取得申込金額」といいます。)に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる売却価額は、1口につき1円に、申込口数を乗じた額に、手数料を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

前2項の規定にかかわらず、受益者が第36条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第 12 条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 8 種類とします。

保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社(以下「保護預り会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1 口の整数倍の受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 13 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。前項の規定による名義書換の手続は、第 29 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 14 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(運用の指図範囲)

第 19 条 委託者は、信託金を、次の有価証券で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

第 22 条 (削除)

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 22 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時

点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(有価証券の保管)

第22条の3 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第24条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券に関し、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議のうえ、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年10月30日から翌年10月29日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産についての報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(削除)

(信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査報酬は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に0.005%を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき、当該消費税等とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の53の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第34条(削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 36 条第 1 項、第 2 項、第 3 項および第 4 項にそれぞれ規定する支払開始日前に、信託の一部解約金については第 36 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 36 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。

委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金 (受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。) をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第 39 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、受益証券と引換えに受益者に支払います。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。

前各項 (第 2 項および第 3 項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において支払います。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金についての支払場所は、委託者において行ないます。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第 1 項の場合は収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてはその責を負わないものとします。

(受益証券の保護預り)

第 36 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益証券については、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 37 条 受益者が、収益分配金について第 36 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 36 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第 38 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1 万口単位 (別に定める契約にかかる受益証券については 1 口の整数倍) をもってその受益証券を買取ります。

受益証券の買取り価額は、買取り約定成立の日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項の買取りを中止することができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該証券の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第 39 条 受益者 (委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含む。以下本条において同じ。) は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位 (委託者の自らの募集にかかる受益証券 (受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益証券を除きます。) ならびに別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については、1 口の整数倍) をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

受益者が第1項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができます。なお一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させようとする場合には、あらかじめ、これを公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第6項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対し

て交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第45条の2 第39条第6項、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第8項、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

- 付 則 -

第1条 第6条第2項の規定に基づき、平成2年3月26日現在の受益権を1対2の割合で再分割する。

前項の再分割に伴い、第39条第6項に規定する受益権総口数(10億口)は、平成2年3月26日以降これを20億口に読み替える。

第2条 変更後の第33条および第34条の規定は、第9計算期間の翌期初より適用し、第9計算期間の決算処理後に株価変動準備金を分配準備積立金に繰り入れるものとします。

第3条 変更後の第11条第2項の規定は、平成9年3月27日以降の取得申込受付日より適用します。

変更後の第32条第3項、第33条第1項および第34条第1項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第4条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を受益権総口数で除して得た額)とします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和61年10月30日

委託者 第一投信株式会社
(現 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社)

受託者 東洋信託銀行株式会社
(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)

ファンドに関する用語	
用語	解説
委託者 ・ 受託者 ・ 受益者	委託者は投信会社のことであり、主な業務は、ファンドを設定し、その投資信託財産の運用指図・目論見書や運用報告書の作成、基準価額の計算を行います。受託者は受託銀行のことであり、主な業務は、投資信託財産の保管・管理を行います。投資信託財産は受託銀行自身の固有財産と分別して管理されています。受益者は受益権を有する投資家のことであり、受益権には収益分配金受領権・償還金受領権・解約請求権などがあります。 (本用語集においては、「お客様」と記載いたします。)
一部解約	ファンドを途中換金する場合、お客様が販売会社を通じて投信会社に対し解約を請求する方法です。
運用報告書	投資信託法に基づく、お客様へファンドの運用内容を報告するための書類です。投信会社が作成し、販売会社より、原則、決算期末毎にお客様に交付されます。該当期間の運用状況、今後の運用方針、運用実績等について記載されています。
EDINET	Electronic Disclosure Investors' NETwork の略です。お客様は EDINET を利用して、インターネットを通じて、有価証券取引法で開示が定められているファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書等を閲覧できます。
監査報酬	投資信託財産の財務諸表については、監査が義務づけられています。このファンド監査に必要な費用であり、その費用はファンドから支払われます。
基準価額 ・ 解約価額	基準価額とは純資産総額を受益権総口数で割った「1口当たりの純資産額」です。 解約価額とは解約時の税引前の価額で、信託財産留保額の定めがある場合、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。
クローズド期間	効果的で計画的な運用を行うため、一定期間（または償還まで）原則として解約できない期間を設けているファンドがあります。この解約できない期間をクローズド期間といいます。
個別元本	お客様が、実際に購入したときの元本のことであり、お客様によってその額は異なります。同一のファンドを複数回購入した場合には、取得の都度、元本の変更（移動平均による再計算）をします。ただし、同一ファンドであっても、複数の販売会社で購入し取得価額の通算が実務的に困難な場合には、各々別個に個別元本を把握します。
自動継続投資コース (一般コース)	分配型投資信託で、税引き後の分配金を無手数料で自動的に全額再投資するコースです。 一方、分配金をその都度受け取るコースを一般コースといいます。
受益証券	ファンドの利益を受ける権利(受益権)を形にしたもので、証券取引法上の有価証券です。原則として、無記名式ですが、記名式にすることもできます。
純資産総額	ファンドに組み入れた有価証券の時価等の資産総額から、運用にかかる未払費用等の負債総額を差し引いたものです。
償還 ・ 償還乗換え	ファンドの信託期間が終了し、投資信託財産を清算してお客様に金銭を返還することです。 この償還された金銭(償還金)で、他のファンドを購入することを償還乗換えといいます。償還乗換えを利用すると、販売手数料が優遇される場合があります。
信託財産留保額	信託期間の途中で解約をする場合等に、基準価額から控除され投資信託財産中に留保される一定の金額のことです。
信託期間	ファンドが設定されてから償還されるまでの期間のことです。その期限に達するとファンドの運用が終了し、お客様が保有する口数に応じて投資信託財産が配分されます。

用語	解説
信託報酬	<p>ファンドの運用・管理業務の対価として、お客様が投資信託財産から間接的に支払う経費のことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投信会社のファンド運用に対する報酬 2. 受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬 3. 販売会社の収益分配金や償還金の支払等の代行業務に対する報酬 <p>などが、含まれます。</p> <p>信託報酬の配分比率はファンドの商品性格や、運用の難易度などにより異なり、配分比率は目論見書や運用報告書の費用の項目に記載されることになっていきます。また、ファンドによっては実績報酬制を採用しているものもあります。実績報酬制とは、運用成果に応じて基本報酬に実績報酬を増減する制度です。</p>
追加型 ・ 単位型	<p>追加型投資信託は、ファンド設定後も購入ができるファンドです。</p> <p>単位型投資信託は、ファンド設定時に集められた資金をもとに運用を行い、追加で購入することができないファンドです。</p>
ファミリー ファンド方式 ・ マザーファンド ベビーファンド	<p>個々のお客様が購入するファンド（ベビーファンド）の資金を、一括して特定のファンド（マザーファンド）へ投資し、株式や債券などによる実質的な運用はマザーファンドで行う方式です。</p> <p>これによって各ベビーファンドは、その資金の規模にかかわらず同一の運用を行うことが可能となるなど、運用・管理面での効率化が図れます。</p>
(収益)分配金	<p>運用によって得られた収益等から信託報酬等の経費を控除し、投信会社が基準価額水準や市況などを勘案して決定する分配金のことです。</p> <p>分配金をお支払いした時は、個別元本と分配金支払い後の基準価額とを比較して、利益が生じている場合はその額は「普通分配金」（課税扱い）となり、元本の払戻しに相当する部分は「特別分配金」（非課税）となります。</p>
申込手数料	<p>投資信託を購入される際にお客様が販売会社に支払う手数料です。</p>
目論見書、投資 信託説明書（交 付または請求 目論見書）	<p>証券取引法に基づく、ファンドの商品説明のための書類で、商品概要、運用方針、リスク、費用等、お客様にとって重要な事項が記載されています。投信会社が作成し、お客様がファンドの購入を申込み際には、販売会社よりあらかじめ、または同時にお渡しします。「目論見書」は法令上の用語ですが、投資信託協会が定めるガイドラインにより、「投資信託説明書」の別称を使用することができるものとされています。平成16年12月1日施行の改正証券取引法においては、販売会社より必ず交付しなければならない「投資信託説明書（交付目論見書）」と、約定までにお客様から請求があれば交付しなければならない「投資信託説明書（請求目論見書）」に分かれましたが、上記ガイドラインにより、両者を一体として作成、お渡しすることもできるものとされています。</p>
有価証券 届出書	<p>投資信託の募集を行う場合、他の有価証券の募集の場合と同様に、証券取引法の定めにより、予め（関東）財務局長に提出しなければならない書類のことです。原則として、有価証券届出書に記載されていない事項は目論見書には記載できません。</p>
有価証券 報告書	<p>ファンドの決算日（計算期間が半年未満の場合には半年毎）から3ヵ月以内に、証券取引法の定めにより、（関東）財務局長に提出しなければならないファンドの決算書のことです。</p>

運用に関する用語	
用語	解説
アキュム ・ アモチ	債券の取得価額と償還価額の差額を、償還までの残存日数で日割り按分して、その金額を日々計上していく会計処理方法です。(償却原価法ということもあります) (社)投資信託協会のルールでは「償還までの残存期間が1年未満の債券」及びMMFにおいては「満期まで保有することを目的」として組み入れた場合には上記の方法により債券価格を評価できます。 (アキュムはアキュムレーション、アモチはアモチゼーションの略称です。)
アクティブ運用 ・ パッシブ運用	市場リターン(日経 225 や TOPIX などの騰落率)を上回ることを目的として、行う運用です。 これに対して、インデックスファンドのように運用成果が市場リターンと連動することを目的とした運用を、パッシブ運用といいます。
アセット・アロケーション	資産(アセット)の配分割合(アロケーション)を決定することです。お客様の投資資金を株式や債券などの資産にどのように配分するかを決定することで、最適な資産配分によりポートフォリオのリスク低減を図ります。
格付	格付は、債券などの元金・金利の支払についての確実性(安全性)の度合いを民間の格付機関が発行体の経営内容や財務内容をもとに評価したものです。
デュレーション	金利の変化に対する債券価格の感応度をあらわす数値です。この数値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率は大きくなります。 債券運用においては将来の金利変動を予測し、その予測に基づいてデュレーションを調整することがあります。
ヘッジ	ある資産の価格変動リスクを派生商品などを活用して低減させる投資方法です。例えば、現物取引(買いポジション)に対して先物取引などで反対のポジション(売りポジション)を組むことで将来の価格下落を低減させることができます。
ベンチマーク ・ トラッキング ・エラー	運用の目標となる市場指標のことです。例えば国内株式投信の場合は、TOPIXや日経 225 などがベンチマークとなります。 ファンドの運用成績は様々な要因でベンチマークと乖離しますが、この乖離の度合いをトラッキングエラーと呼び、インデックスファンドの場合はトラッキングエラーが小さいほど、当初の運用目的に適ったファンドであると言えます。
ポートフォリオ	ファンドに組入れている有価証券全体を指します。 もともとは「紙バサミ」のことですが、有価証券を紙バサミで保管していたことからきています。
マクロ ・ セミマクロ	マクロとは本来ある一つのシステム全体を分析・把握し、説明することを指し、マクロ経済とはある国の一定期間における経済全体の行動を分析することです。それに対してミクロは、ある一つのシステムを構成する最少単位である特定の部門を分析・把握し、説明することを指し、ミクロ経済とは家計や企業の個々の行動を分析することです。 またセミマクロとはそれぞれの間位置し、経済を個々の産業レベルから分析・把握し説明することです。
ユニバース	ユニバースは英語の universe = 宇宙の意味ですが、ファンドが投資対象とする銘柄群全体をユニバースと呼んでいます。実際に投資する銘柄は、ユニバースの中から選定します。

追加型株式投資信託 / インデックス型 (日経225連動型)

投資信託説明書(請求目論見書)

2006/02



T&D T&Dアセットマネジメント
T&Dホールディングス

225 Index Fund

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「225インデックスファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年1月31日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月1日にその効力が生じております。

発行者名： ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名： 代表取締役社長 桂 幹洋

本店の所在の場所： 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称： 225インデックスファンド
募集内国投資信託受益証券の金額： 継続募集額
500億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所： 該当事項はありません。

投資リスク

「225インデックスファンド」は、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第1 ファンドの沿革.....	1
第2 手 続 等.....	1
1. 申込（販売）手続等.....	1
2. 換金（解約）手続等.....	1
第3 管 理 及 び 運 営.....	2
1 資 産 管 理 等 の 概 要.....	2
(1) 資 産 の 評 価.....	2
(2) 保 管.....	3
(3) 信 託 期 間.....	3
(4) 計 算 期 間.....	3
(5) そ の 他.....	3
2. 受 益 者 の 権 利 等.....	5
第4 ファンドの経理状況.....	6
1. 財 務 諸 表.....	9
(1) 貸 借 対 照 表.....	9
(2) 損益及び剰余金計算書.....	10
(3) 附 属 明 細 表.....	16
2. ファンドの現況.....	22
純資産額計算書.....	22
第5 設定及び解約の実績.....	22

第1【ファンドの沿革】

昭和61年10月30日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- a. 当ファンドの受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得の行を行うものとし、取得申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受け付けます。申込の受け付けは、原則として営業日の午後3時（本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
- b. 申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。申込取扱場所（販売会社）によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。また申込単位が異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約（ ）」を締結していただきます。
（ ）これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとし、
- c. 受益証券の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。販売価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- d. 申込手数料につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）「 . 申込手続きの概要（4）申込手数料」における記載をご参照ください。
- e. 取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとすることができます。無記名式の受益証券は、それを保有している方が受益者となりますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。
- f. 取得申込者は、申込代金（申込金額に申込手数料（税込）を加算した額）を払込期日までに申込の販売会社に支払うものとし、

2【換金（解約）手続等】

解約請求による手続

- a. 受益者（販売会社を含みます。以下この項において同じ。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位〔委託者の自らの募集にかかる受益証券（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益証券を除きます。）〕ならびに別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受け付けは、営業日の午後3時（本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
- b. 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- c. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- d. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うもの

とします。

- e . 一部解約の1口当たりの受取金額は、解約価額から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。
- f . 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、a . による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- g . 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において支払います。
- h . 解約価額（基準価額）につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

買取請求による手続

- a . 販売会社は、受益者の請求があるときは、1万口単位（別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍）をもってその受益証券を買取ります。
- b . 受益証券の買取価額は、買取約定成立の日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。買取価額につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- c . 販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、a . の買取りを中止することができます。
- d . c . により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとしてb . の規定に準じて計算された価額とします。
- e . 買取代金のお支払は、原則として買取約定成立の日から起算して4営業日目以降となります。
- f . 販売会社により、取扱いを行わない場合がありますのでご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

純資産総額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

株 式：原則として基準価額計算日の証券取引所の終値で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、委託者または販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に[T & Dアセット]の「インデク」の略号にて掲載されます。委託者へのお問い合わせ先は、下記のとおりです。

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（証券取引所の半日立会日は午前9時～正午））

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(2) 【保管】

取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとすることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。無記名式の受益証券は、それを保有している方が受益者となりますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成28年10月31日までですが、下記の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は原則として毎年10月30日から翌年10月29日までとします。各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回る事となった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託者は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。
- (6) 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

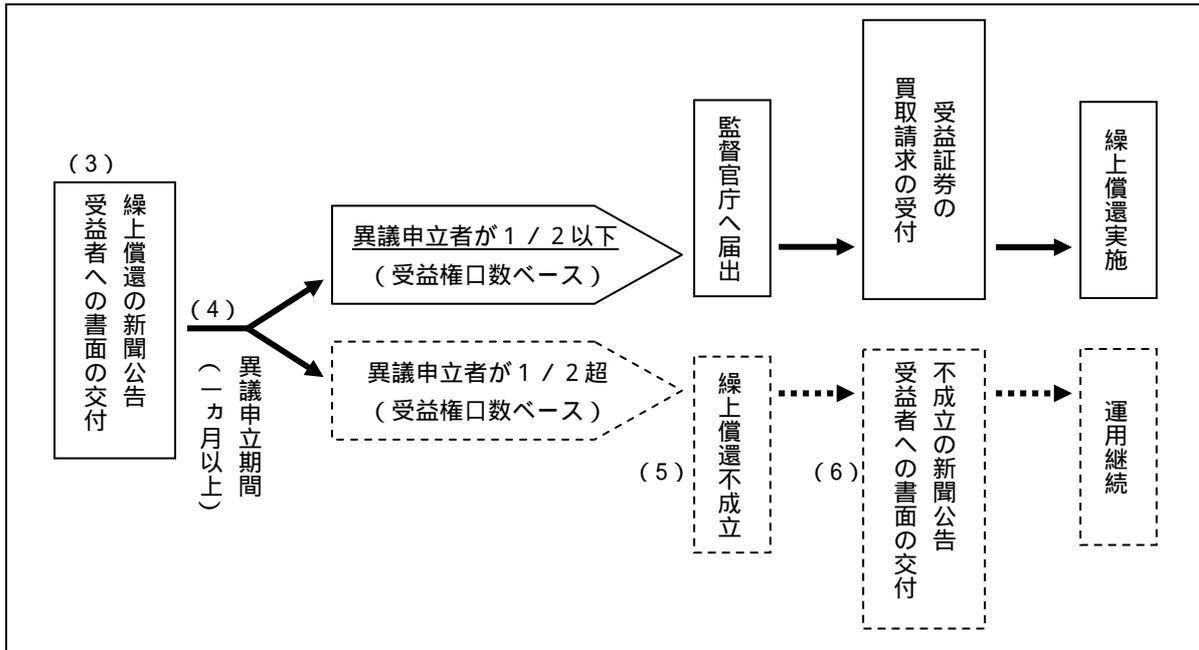
b. 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、当ファンドは、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記の「投資信託約款の変更(4)」に該当する場合を除き、当該

投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

- d. 受託者が辞任する場合、委託者は、下記の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

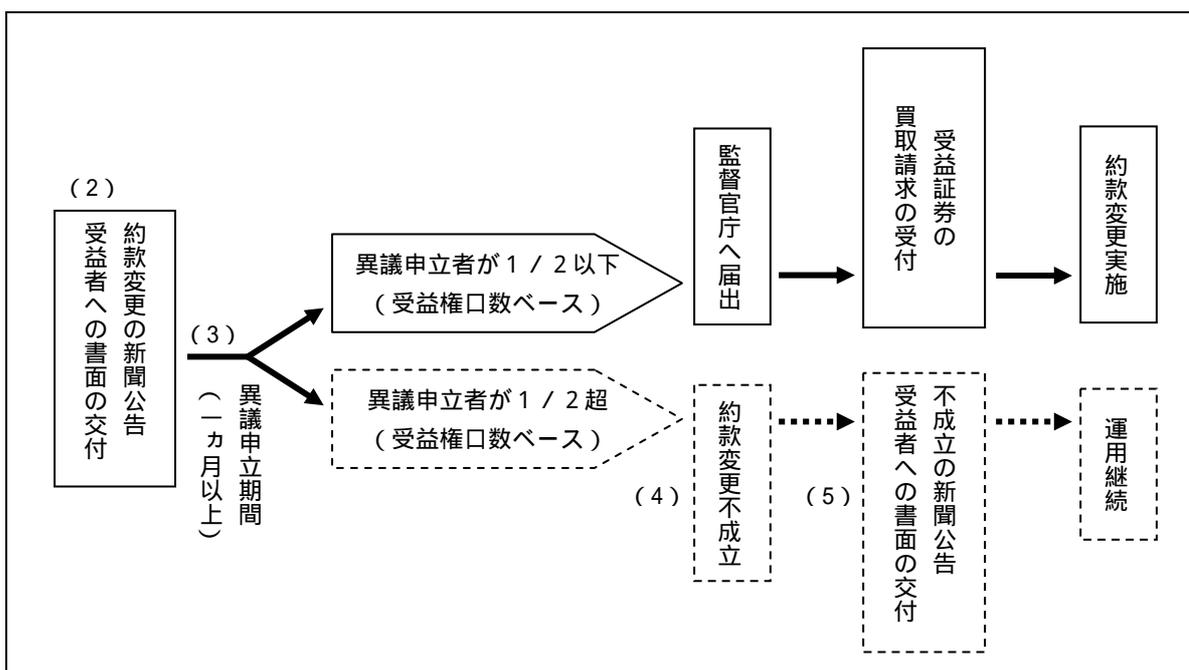
[線上償還を行う場合の手続きの流れ]



投資信託約款の変更

- (1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (3) (2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) (3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)の投資信託約款の変更をしません。
- (5) 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告（日本経済新聞に掲載します。）し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

[投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ]



関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

(1) 委託者が販売会社と締結している「証券投資信託受益証券の募集・販売の取引等に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3カ月前までに委託者および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

(2) (1)の契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

委託者は「証券取引法」の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を提出します。また、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の規定に基づき計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、その所有する受益証券の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目（予定）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとしします。

上記に関わらず「自動継続投資コース」を選択した受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益

者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。また、委託者が販売会社である場合には、委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとしします。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目（予定）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約（換金）請求権

受益者は、受益証券の一部解約を販売会社を通じて委託者に請求することができます。権利行使の方法等については、上記の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

反対者の買取請求権

上記の「1 資産管理等の概要(5)その他 信託の終了」に規定する投資信託契約の解約または上記の「1 資産管理等の概要(5)その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託者に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第18期計算期間（平成15年10月30日から平成16年10月29日まで）および第19期計算期間（平成16年10月30日から平成17年10月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。
それらの監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成 16 年 12 月 24 日

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 湯本 堅司 
関与社員

代表社員 公認会計士 原 科 立 郎 
関与社員

代表社員 公認会計士 英 公 一 
関与社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「225 インデックスファンド」の平成 15 年 10 月 30 日から平成 16 年 10 月 29 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「225 インデックスファンド」の平成 16 年 10 月 29 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 12 月 22 日

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

湯本 聖司 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

原 科 立 郎 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「225 インデックスファンド」の平成 16 年 10 月 30 日から平成 17 年 10 月 31 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「225 インデックスファンド」の平成 17 年 10 月 31 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 8 期 (平成16年10月29日現在)	第 1 9 期 (平成17年10月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		201,108,524	167,378,918
株式		5,930,027,900	6,235,871,100
派生商品評価勘定		-	6,533,700
未収入金		-	5,914,500
未収配当金		19,693,800	19,283,283
前払金		7,740,000	-
流動資産合計		6,158,570,224	6,434,981,501
資産合計		6,158,570,224	6,434,981,501
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		6,513,650	-
前受金		-	8,580,000
未払金		2,510,500	-
未払収益分配金		50,672,407	62,918,539
未払解約金		380,886	14,321,906
未払受託者報酬		3,551,361	3,211,227
未払委託者報酬		15,271,005	13,808,398
その他未払費用		177,401	160,365
流動負債合計		79,077,210	103,000,435
負債合計		79,077,210	103,000,435
純資産の部			
元本			
元本		12,668,101,769	10,486,423,233
剰余金			
期末欠損金		6,588,608,755	4,154,442,167
(分配準備積立金)		(29,446,764)	(159,557,323)
純資産合計		6,079,493,014	6,331,981,066
負債・純資産合計		6,158,570,224	6,434,981,501

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

科 目	期 別	第 1 8 期 (自 平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日 至 平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日)	第 1 9 期 (自 平成 1 6 年 1 0 月 3 0 日 至 平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		65,493,035	63,666,933
受取利息		1,858	1,683
有価証券売買等損益		104,022,998	1,400,694,679
派生商品取引等損益		7,029,300	42,894,950
その他収益		191,227	1,048,375
営業収益合計		162,679,818	1,508,306,620
営業費用			
受託者報酬		7,383,685	6,436,121
委託者報酬		31,750,136	27,675,598
その他費用		368,836	321,420
営業費用合計		39,502,657	34,433,139
営業利益		123,177,161	1,473,873,481
経常利益		123,177,161	1,473,873,481
当期純利益		123,177,161	1,473,873,481
一部解約に伴う当期純利益 分配額		79,592,776	129,077,980
期首欠損金		7,972,626,729	6,588,608,755
欠損金減少額		1,644,156,265	1,302,542,526
(当期一部解約に伴う欠損 金減少額)		(1,644,156,265)	(1,302,542,526)
欠損金増加額		253,050,269	150,252,900
(当期追加信託に伴う欠損 金増加額)		(253,050,269)	(150,252,900)
分配金		50,672,407	62,918,539
期末欠損金		6,588,608,755	4,154,442,167

重要な会計方針

期 別 項 目	第18期 (自平成15年10月30日 至平成16年10月29日)	第19期 (自平成16年10月30日 至平成17年10月31日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、日本証券業協会が発表する基準値、金融機関の提示する価額(ただし、売り気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日の清算値段(清算価格)又は証拠金算定基準値段としております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 先物取引 同左</p>
2 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び、派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1) 受取配当金 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び、派生商品取引等損益 同左</p>
3 計算期間	-	<p>当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成16年10月30日から平成17年10月31日までとなっております。</p>

(有価証券関係)

第18期(自平成15年10月30日 至平成16年10月29日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,930,027,900 円	26,725,000 円
合計	5,930,027,900 円	26,725,000 円

第19期(自平成16年10月30日 至平成17年10月31日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	6,235,871,100 円	1,300,794,483 円
合計	6,235,871,100 円	1,300,794,483 円

(デリバティブ取引関係)

第18期(自平成15年10月30日 至平成16年10月29日)

取引の状況に関する事項

第18期 (自平成15年10月30日 至平成16年10月29日)
<p>1 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。</p> <p>2 取引に対する取組方法 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>3 取引の利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲内としております。</p> <p>4 取引に係るリスクの内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。</p> <p>5 取引に係るリスクの管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。</p> <p>6 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

取引の時価等に関する事項
株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	第 1 8 期 (平成16年10月29日現在)			
		契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価	評 価 損 益
市場取引	株価指数先物取引 買 建				
	日経平均株価指数先物	146,250,000	-	139,750,000	6,513,650
合 計		146,250,000	-	139,750,000	6,513,650

(注) 1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として証券取引所における計算期間末日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

2 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

第 1 9 期 (自 平成 1 6 年 1 0 月 3 0 日 至 平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日)

取引の状況に関する事項

第 1 9 期 (自 平成 1 6 年 1 0 月 3 0 日 至 平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日)	
1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。
2 取引に対する取組方法	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3 取引の利用目的	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲内としております。
4 取引に係るリスクの内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。
5 取引に係るリスクの管理体制	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。
6 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	第 1 9 期 (平成17年10月31日現在)			
		契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価	評 価 損 益
市場取引	株価指数先物取引 買 建				
	日経平均株価指数先物	75,180,000	-	81,720,000	6,533,700
合 計		75,180,000	-	81,720,000	6,533,700

(注) 1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として証券取引所における計算期間末日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

2 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

項 目	期 別	第 1 8 期 (平成16年10月29日現在)	第 1 9 期 (平成17年10月31日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)		0.2400 円 (2,400 円)	0.3019 円 (3,019 円)

(3) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

(平成17年10月31日現在)

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	日本水産	19,000	464	8,816,000	
	帝国石油	19,000	1,113	21,147,000	
	コムシスホールディングス	19,000	1,305	24,795,000	
	大成建設	19,000	513	9,747,000	
	大林組	19,000	849	16,131,000	
	清水建設	19,000	783	14,877,000	
	鹿島建設	19,000	601	11,419,000	
	熊谷組	19,000	527	10,013,000	
	大和ハウス	19,000	1,554	29,526,000	
	積水ハウス	19,000	1,445	27,455,000	
	日揮	19,000	1,891	35,929,000	
	日本製粉	19,000	490	9,310,000	
	日清製粉G本社	19,400	1,180	22,892,000	
	明治製菓	19,000	604	11,476,000	
	明治乳業	19,000	625	11,875,000	
	日本ハム	19,000	1,286	24,434,000	
	サッポロホールディングス	19,000	574	10,906,000	
	アサヒビール	19,000	1,447	27,493,000	
	麒麟麦酒	19,000	1,285	24,415,000	
	宝ホールディングス	19,000	685	13,015,000	
	日清オイリオグループ	19,000	686	13,034,000	
	双日	1,900	634	1,204,600	
	三越	19,000	505	9,595,000	
	キッコーマン	19,000	1,117	21,223,000	
	味の素	19,000	1,130	21,470,000	
	ニチレイ	19,000	544	10,336,000	
	日本たばこ産業	19	1,840,000	34,960,000	
	東洋紡績	19,000	293	5,567,000	
	ユニチカ	19,000	194	3,686,000	
	日清紡績	19,000	1,140	21,660,000	
	日東紡績	19,000	292	5,548,000	
	セブン&アイ・HLDGS	19,000	3,800	72,200,000	
	帝人	19,000	690	13,110,000	
	東レ	19,000	644	12,236,000	
	三菱レイヨン	19,000	539	10,241,000	
	クラレ	19,000	1,103	20,957,000	
	旭化成	19,000	620	11,780,000	

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	王子製紙	19,000	589	11,191,000	
	三菱製紙	19,000	202	3,838,000	
	北越製紙	19,000	598	11,362,000	
	日本製紙G本社	19	397,000	7,543,000	
	昭和電工	19,000	370	7,030,000	
	住友化学	19,000	685	13,015,000	
	日産化学	19,000	1,347	25,593,000	
	日本曹達	19,000	355	6,745,000	
	東ソー	19,000	513	9,747,000	
	東亜合成	19,000	587	11,153,000	
	電気化学	19,000	424	8,056,000	
	信越化学	19,000	5,540	105,260,000	
	協和醗酵	19,000	897	17,043,000	
	三井化学	19,000	695	13,205,000	
	三菱ケミカルHLDGS	9,500	724	6,878,000	
	宇部興産	19,000	297	5,643,000	
	日本化薬	19,000	921	17,499,000	
	電通	190	314,000	59,660,000	
	花王	19,000	2,775	52,725,000	
	武田薬品	19,000	6,360	120,840,000	
	アステラス製薬	19,000	4,150	78,850,000	
	大日本住友製薬	19,000	1,092	20,748,000	
	塩野義製薬	19,000	1,410	26,790,000	
	中外製薬	19,000	2,540	48,260,000	
	エーザイ	19,000	4,540	86,260,000	
	テルモ	19,000	3,510	66,690,000	
	第一三共	19,000	2,110	40,090,000	
	ヤフー	38	124,000	4,712,000	
	トレンドマイクロ	19,000	3,610	68,590,000	
	スカイパーフェクト・コミュ	19	83,500	1,586,500	
	富士フイルム	19,000	3,670	69,730,000	
	コニカミノルタHLDGS	19,000	961	18,259,000	
	資生堂	19,000	1,858	35,302,000	
	新日本石油	19,000	983	18,677,000	
	昭和シェル石油	19,000	1,440	27,360,000	
	新日鉱ホールディングス	19,000	853	16,207,000	
	横浜ゴム	19,000	599	11,381,000	
	ブリヂストン	19,000	2,360	44,840,000	
	旭硝子	19,000	1,254	23,826,000	
	日本板硝子	19,000	493	9,367,000	

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	住友大阪セメント	19,000	327	6,213,000	
	太平洋セメント	19,000	418	7,942,000	
	東海カーボン	19,000	481	9,139,000	
	東陶機器	19,000	889	16,891,000	
	日本碍子	19,000	1,381	26,239,000	
	新日本製鐵	19,000	413	7,847,000	
	住友金属工業	19,000	400	7,600,000	
	神戸製鋼所	19,000	341	6,479,000	
	J F E ホールディングス	1,900	3,590	6,821,000	
	日本製鋼所	19,000	414	7,866,000	
	日本軽金属	19,000	306	5,814,000	
	三井金属	19,000	660	12,540,000	
	東邦亜鉛	19,000	490	9,310,000	
	三菱マテリアル	19,000	398	7,562,000	
	住友鉱山	19,000	1,054	20,026,000	
	同和鉱業	19,000	933	17,727,000	
	古河機金	19,000	250	4,750,000	
	古河電工	19,000	549	10,431,000	
	住友電工	19,000	1,522	28,918,000	
	フジクラ	19,000	748	14,212,000	
	東洋製罐	19,000	1,636	31,084,000	
	オークマホールディングス	19,000	989	18,791,000	
	小松製作所	19,000	1,538	29,222,000	
	住友重機械	19,000	810	15,390,000	
	クボタ	19,000	841	15,979,000	
	荏原製作所	19,000	476	9,044,000	
	千代田化工建	19,000	1,995	37,905,000	
	ダイキン工業	19,000	3,020	57,380,000	
	日本精工	19,000	676	12,844,000	
	N T N	19,000	785	14,915,000	
	光洋精工	19,000	1,858	35,302,000	
	ミネベア	19,000	453	8,607,000	
	日立	19,000	711	13,509,000	
	東芝	19,000	536	10,184,000	
	三菱電機	19,000	693	13,167,000	
	富士電機 H L D G S	19,000	518	9,842,000	
	明電舎	19,000	361	6,859,000	
	ジーエス・ユアサコーポ	19,000	238	4,522,000	
	日本電気	19,000	573	10,887,000	
	富士通	19,000	764	14,516,000	

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	沖電気	19,000	360	6,840,000	
	松下電器産業	19,000	2,115	40,185,000	
	シャープ	19,000	1,590	30,210,000	
	ソニー	19,000	3,760	71,440,000	
	T D K	19,000	7,810	148,390,000	
	三洋電機	19,000	242	4,598,000	
	ミツミ電機	19,000	1,121	21,299,000	
	アルプス電気	19,000	1,838	34,922,000	
	パイオニア	19,000	1,461	27,759,000	
	クラリオン	19,000	220	4,180,000	
	横河電機	19,000	1,705	32,395,000	
	アドバンテスト	19,000	8,360	158,840,000	
	デンソー	19,000	3,290	62,510,000	
	カシオ	19,000	1,750	33,250,000	
	ファナック	19,000	9,100	172,900,000	
	京セラ	19,000	7,490	142,310,000	
	太陽誘電	19,000	1,146	21,774,000	
	松下電工	19,000	1,085	20,615,000	
	三井造船	19,000	278	5,282,000	
	日立造船	19,000	200	3,800,000	
	三菱重工業	19,000	438	8,322,000	
	川崎重工業	19,000	302	5,738,000	
	石川島播磨	19,000	269	5,111,000	
	日産自動車	19,000	1,208	22,952,000	
	いすゞ自動車	19,000	451	8,569,000	
	トヨタ自動車	19,000	5,310	100,890,000	
	日野自動車	19,000	739	14,041,000	
	トピー工業	19,000	421	7,999,000	
	マツダ	19,000	546	10,374,000	
	本田技研	19,000	6,340	120,460,000	
	スズキ	19,000	1,990	37,810,000	
	富士重工業	19,000	582	11,058,000	
	ニコン	19,000	1,484	28,196,000	
	オリンパス	19,000	2,575	48,925,000	
	キヤノン	19,000	6,070	115,330,000	
	リコー	19,000	1,839	34,941,000	
	シチズン時計	19,000	880	16,720,000	
	凸版印刷	19,000	1,119	21,261,000	
	大日本印刷	19,000	1,899	36,081,000	
	ヤマハ	19,000	2,050	38,950,000	

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	伊藤忠	19,000	792	15,048,000	
	丸紅	19,000	542	10,298,000	
	トーメン	19,000	187	3,553,000	
	三井物産	19,000	1,423	27,037,000	
	東京エレクトロン	19,000	5,810	110,390,000	
	住友商事	19,000	1,290	24,510,000	
	三菱商事	19,000	2,250	42,750,000	
	高島屋	19,000	1,554	29,526,000	
	伊勢丹	19,000	2,080	39,520,000	
	丸井	19,000	1,917	36,423,000	
	クレディセゾン	19,000	5,250	99,750,000	
	イオン	19,000	2,400	45,600,000	
	新生銀行	19,000	674	12,806,000	
	三菱UFJフィナンシャルG	19	1,450,000	27,550,000	
	りそなホールディングス	19	335,000	6,365,000	
	三井トラストHLDGS	19,000	1,394	26,486,000	
	三井住友フィナンシャルG	19	1,070,000	20,330,000	
	千葉銀行	19,000	1,031	19,589,000	
	横浜銀行	19,000	944	17,936,000	
	静岡銀行	19,000	1,217	23,123,000	
	住友信託	19,000	986	18,734,000	
	みずほ信託銀行	19,000	275	5,225,000	
	みずほフィナンシャルG	19	772,000	14,668,000	
	UFJニコス	19,000	927	17,613,000	
	大和証券G本社	19,000	949	18,031,000	
	日興コーディアルG	9,500	1,400	13,300,000	
	野村ホールディングス	19,000	1,766	33,554,000	
	新光証券	19,000	440	8,360,000	
	三井住友海上火災	19,000	1,480	28,120,000	
	損害保険ジャパン	19,000	1,740	33,060,000	
	ミレアホールディングス	19	2,090,000	39,710,000	
	T&Dホールディングス	1,900	7,290	13,851,000	
	三井不動産	19,000	1,895	36,005,000	
	三菱地所	19,000	1,713	32,547,000	
	平和不動産	19,000	594	11,286,000	
	住友不動産	19,000	1,870	35,530,000	
	東武鉄道	19,000	497	9,443,000	
	東京急行	19,000	632	12,008,000	
	小田急電鉄	19,000	650	12,350,000	
	京王電鉄	19,000	670	12,730,000	

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	京成電鉄	19,000	751	14,269,000	
	東日本旅客鉄道	19	690,000	13,110,000	
	西日本旅客鉄道	19	412,000	7,828,000	
	日本通運	19,000	633	12,027,000	
	ヤマトホールディングス	19,000	1,909	36,271,000	
	日本郵船	19,000	700	13,300,000	
	商船三井	19,000	816	15,504,000	
	川崎汽船	19,000	722	13,718,000	
	全日本空輸	19,000	377	7,163,000	
	日本航空	19,000	305	5,795,000	
	三菱倉庫	19,000	1,594	30,286,000	
	日本電信電話	19	546,000	10,374,000	
	K D D I	190	664,000	126,160,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	19	200,000	3,800,000	
	東京電力	1,900	2,885	5,481,500	
	中部電力	1,900	2,880	5,472,000	
	関西電力	1,900	2,555	4,854,500	
	東京瓦斯	19,000	456	8,664,000	
	大阪瓦斯	19,000	425	8,075,000	
	東映	19,000	685	13,015,000	
	N T T データ	190	403,000	76,570,000	
	東京ドーム	19,000	654	12,426,000	
	セコム	19,000	5,770	109,630,000	
	C S K ホールディングス	19,000	4,490	85,310,000	
	コナミ	19,000	2,390	45,410,000	
	ファーストリテイリング	19,000	8,140	154,660,000	
	ソフトバンク	19,000	6,550	124,450,000	
合計		3,831,636		6,235,871,100	

b . 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項（デリバティブ取引関係）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成17年11月30日

資産総額	7,468,778,275円
負債総額	700,830,193円
純資産総額(-)	6,767,948,082円
発行済数量	20,516,347,392口
1単位当たり純資産額(/)	0.3299円

第5【設定及び解約の実績】

直近10計算期間の設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数	解約口数
第10期 計算期間 (平成7年10月30日 ~ 平成8年10月29日)	21,529,800,000	44,979,990,346
第11期 計算期間 (平成8年10月30日 ~ 平成9年10月29日)	7,713,150,000	12,332,192,076
第12期 計算期間 (平成9年10月30日 ~ 平成10年10月29日)	987,338,462	8,066,849,218
第13期 計算期間 (平成10年10月30日 ~ 平成11年10月29日)	46,271,330,454	44,249,305,462
第14期 計算期間 (平成11年10月30日 ~ 平成12年10月30日)	6,324,267,242	14,488,678,308
第15期 計算期間 (平成12年10月31日 ~ 平成13年10月29日)	17,216,712,302	5,694,400,936
第16期 計算期間 (平成13年10月30日 ~ 平成14年10月29日)	11,142,092,294	6,159,747,942
第17期 計算期間 (平成14年10月30日 ~ 平成15年10月29日)	2,014,190,400	6,322,824,294
第18期 計算期間 (平成15年10月30日 ~ 平成16年10月29日)	999,412,876	6,326,584,462
第19期 計算期間 (平成16年10月30日 ~ 平成17年10月31日)	648,296,256	5,011,653,328

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

